

準備書についての技術委員会意見等集約表（第2回審議分まで）（案）

- 注) 「意見」 : 技術委員会から知事に対して述べる環境保全の見地からの意見（知事意見の作成に反映）
「指摘事項」 : 評価書作成に当たり記載内容等について整備を求める指摘（環境部長指摘事項の作成に反映）
「記録」 : 意見及び指摘事項とはしないが、記録に残し事業者に伝えるもの

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
1	全般	片谷委員	【第1回審議】 ・方法書に対する知事意見で「現況を大きく悪化させない観点での評価の実施」を求めていることに対して、例えば、準備書5-1-73ページで工事関係車両による影響に係る「(1)環境への影響の緩和に係る評価」では、「環境保全措置を適正に行うから問題ない」という客観性に欠ける記述になっている。現況と予測結果を表で並べて比較するなど、現況を悪化させないことを定量的に説明するよう、評価の記述を改めていただきたい。	・施設からの排ガスの影響、騒音・振動の予測等については、現況からどの程度上昇するかなど記載していますが、基本的に供用時を中心としており、工事中については比較していない項目がありますので、評価書において分かりやすく示せるように検討します。 （事後回答） ・御指摘を踏まえ、定量的な予測を行った項目については、第2回資料1-1のとおり、現況との対比を行うなど、現況を悪化させないという観点からの評価を行います。	意見	2, 7, 46番を 集約	予測結果の評価に当たっては、環境保全目標との比較だけではなく、現況を大きく悪化させない観点から、付加率等を用いた評価を行うこと。
2	全般	片谷委員	【第2回審議】 ・第2回資料1-1で現況と予測結果を表で並べて比較してもらったが、事業による付加量を現況値で割ったパーセンテージを付加率として記載すると、より適切である。	（事後回答） ・御指摘を踏まえ、表記が可能なものについては、付加率も記載いたします。	意見		(1番のとおり)
3	全般	塩田委員	【第1回審議】 ・使用した予測式については、具体的に日本音響学会の式などきちんと記載しているものもあるが、一般の方が縦覧されたとき検算できるように、図書に明示すべきである。	（事後回答） ・御指摘を踏まえ、評価書では予測手法や予測条件及びその出典について、丁寧に記載するよう留意いたします。	意見	4, 14, 15, 16, 22, 27, 29, 31, 37, 39, 47, 57, 90, 91番を 集約	予測条件や予測式とその出典など予測評価の根拠を明確にするとともに、新たな科学的知見の収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めること。
4	全般	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・計画地は住居等から500m程度離れているため、環境影響はほとんどないと考えてもよいとのスタンスが読み取れるが、影響がないとしても誤った予測式の使い方や表示の仕方は許されるものではない。新たな科学的知見等の情報や資料収集を行うことにより、精度ある準備書等にしてもらいたい。	（事後回答） ・騒音、振動の予測については、本事業による工事中及び供用時の環境影響を適切に把握するため定量的な予測を行っておりますが、御指摘を踏まえ、新たな科学的知見等の情報や資料収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めてまいります。	意見		(3番のとおり)
5	全般	塩田委員	【第1回審議】 ・日本音響学会が2013年に公表した道路交通騒音の予測手法など、新たな科学的知見が公表されているが、そうしたものについてチェックしているか。	・道路交通騒音に係る日本音響学会の予測式が新しくなっているのは確認していますが、予測については2008年の式で実施しています。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
6	全般	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料3「環境影響評価準備書への意見及び事業者の見解」において、現有施設では、焼却灰に含まれる放射性物質に関するデータがあまり公表されていない趣旨の意見があるが、どのように公表しているのか。 ・こうした施設を運営する自治体の姿勢として、ホームページ以外での情報提供をできるだけ定期的に行い、また、ベクレル等の数値に関する解説記事を市の広報紙に掲載などと住民の不安解消にもつながる。 <p>(亀山委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の方、県民の方が皆さん関心を持っていることなので、十分配慮していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市のホームページで測定した結果を随時公表し、地元新聞においても折をみて掲載しています。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見も参考に、情報提供の方法や記載内容について、住民の不安解消にも繋がるよう、今後、より丁寧に対応してまいります。 	意見		事後調査結果や施設の稼働状況等について、ホームページへの掲載だけでなく広報誌等を活用した積極的な情報公開を行い、地域住民の安心の確保に努めること。
7	大気質	野見山委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-1-125ページの表5-1-92において、接地逆転層崩壊時における塩化水素の供用時の寄与濃度が、バックグラウンド濃度と比較して非常に高くなっている。塩化水素の場合は影響割合が非常に高いことになるので、5-1-129ページの短期高濃度の評価結果では、目標値との比較だけでなく、この増加分についての見解も記載する必要がある。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質の予測については、長期平均濃度と短期高濃度の予測を行っております。長期平均濃度は年間を通した平均的な濃度を予測しており、現況からの変化の程度として施設の稼働による影響割合を示しています。 ・短期高濃度については、施設からの影響が大きくなるような特殊な気象条件を設定し、この場合でも環境保全のための目標を整合することを確認するため実施しています。 ・このため、現況との対比ではなく、影響が大きくなる場合でも環境保全のための目標を満足しているという観点で評価を行い、その表現を評価書に記載します。 	意見		(1番のとおり)
8	騒音	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音の調査結果でA～Cの3地点のうち、B地点では現状で環境基準を超過している。事業による増加が0.1dBだからいいとするのではなく、環境基準を超過している地点を、この事業の関係車両が利用することを避けることを検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた道路網の中で関係車両走行ルートを検討していますので、今回このような結果になっています。持ち帰って検討しますが、厳しい状況です。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係車両走行ルート等については、現在、地元及び関係地区等と協議を進めているところです。今後、関係市町村及び道路管理者と連絡・調整を密に図り、本事業による影響をできる限り回避・低減するよう、適切な環境保全措置を講じてまいります。 	指摘事項		現況で騒音に係る環境基準を超過している地点について、関係車両の走行による影響をできる限り回避・低減するため、地元区や道路管理者等と調整の上、適切な環境保全措置を講じること。
9	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音調査に使用した騒音計は、計量法に基づいたもので、検定期間を遵守しているか。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査は、計量証明事業の登録を受けた調査会社が実施しており、騒音計についても計量法に基づく検定期間を遵守したものを使用しております。その旨を資料編に記載します。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
10	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・騒音測定値は騒音規制法に基づいているか。	(事後回答) ・環境騒音については、等価騒音レベル及び時間率騒音レベル(L ₅ 、L ₅₀ 、L ₉₅ 等)を測定していることから、測定方法は「騒音に係る環境基準について」、「騒音規制法」に定める方法と記載しています。具体的には、JIS Z 8731(環境騒音の表示・測定方法)に基づき実施しています。また、道路交通騒音については「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき行っています。 ・なお、本編には等価騒音レベルの測定結果のみを示していますが、時間率騒音レベルの結果は資料編に記載しています。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
11	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・環境騒音の音源はどのようなものか。	(事後回答) ・現況の環境騒音の音源として、対象事業実施区域北側に面している県道草越豊昇佐久線を走行する車両、北側の田畑での農作業、野鳥のさえずり等があります。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
12	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-5ページの表5-2-6には3地点(A、B、C)の調査結果について記載されているが、予測結果において、最も騒音レベルの低いA地点のみとしている理由はないか。	(事後回答) ・工事関係車両は、現時点で工事関係車両ルートが市道南北線のみを使用する計画としていることから、地点Aのみを予測地点としました。準備書5-2-9ページに記載している供用時については、3地点について予測を行っております。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
13	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-13ページの表5-2-15に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性(例:予測条件等が示されていないなど、以下同様)が取れていないのではないか。	(事後回答) ・長野県環境影響評価技術指針において、予測の不確実性の程度やそれに係る環境影響の程度について、必要に応じてその内容を明らかにすることとされています。記載にあたっては、技術指針やこれまでの県条例での事例を参考に、不確実性が考えられる項目を挙げ、設定内容や予測結果との関連を整理しております。なお、御指摘のとおり、項目名を「予測条件設定内容」とした場合に記載内容との整合性が取れない部分がありますので、他事例も参考にして「設定内容」に修正します。	記録	記述内容に関する修正等	
14	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・道路交通騒音の予測式は日本音響学会の予測式(ASJ RTN-Model 2008)を利用しているが、建設作業騒音の予測式は日本音響学会(ASJ CN-Model 2007)や(独)土木研究所(4.2 建設機械の稼働に係る騒音Ver2-2 平成20年9月)等の予測式を利用していない。その理由は何か。	(事後回答) ・騒音規制法に規定されている評価量との対比を行うため、建設機械ごとに騒音源を設定し、従来から用いられている一般式を用いて予測を行っております。なお、この手法については、ASJ CN-Model 2007の中で予測手法の1つとして示されていますので、評価書においてASJ CN-Model 2007に基づき予測を行った旨を記載します。	意見		(3番のとおり)
15	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・遮蔽の回折音を計算するには周波数特性が必要であるが、各種建設機械の周波数特性はどのような傾向にあるのか。	(事後回答) ・ASJ CN-Model2007の参考資料として、建設機械の周波数特性がまとめられています。機械による特性の違いがみられるものの、代表的な曲線で示すことができるとしており、代表周波数特性の近似式が示されています。予測については、第2回資料1-2に示す近似式を用いて行いました。	意見		(3番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
16	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-19～20ページの図に遮音塀の位置を示す必要があるのではないか。	(事後回答) ・今回の予測では、遮音壁を見込んでおりません。 ・なお、対象事業実施区域から予測地点②(最寄りの集落)までの間には尾根がありますので、その分の回折については考慮した予測を行っております。その旨が分かるよう評価書で追記します。	意見		(3番のとおり)
17	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-24ページの表5-2-22に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性が取れていないのではないか。	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	
18	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-29ページの表5-2-32に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性が取れていないのではないか。	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	
19	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・焼却施設建屋内から外部へ伝搬する計算式は、準備書5-2-33ページに記載されている複雑な式でなくとも計算可能であるので参考にされたい。(計算式は第2回資料1別紙のとおり)	(事後回答) ・施設騒音を予測する目的としては、①騒音予測とコンターマップの作成、②予測値が目標値を超えた場合の追加対策の検討の大きく分けて2つあると考えています。 ・①の目的には、御指摘いただいた、エネルギー密度・透過率(総合透過損失)も考えられますが、②を考慮すると、騒音対策のために各機器、建屋各部分の寄与度を把握する必要があります。特に焼却施設等のプラントは、機器が防音のため小部屋に別れて設置される場合が多く、個々の機器について壁を透過して来る音を把握する必要があります。また、建材の音響データは、ハンドブック・カタログ等では、騒音レベル、パワーレベル、透過損失等全てdB値で与えられています。 ・以上の理由から、準備書に示した予測式を用いています。なお、用いた予測式の出典を評価書に記載します。	記録	環境影響評価に関する提言等	
20	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-39ページの表5-2-39に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性が取れていないのではないか。	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	
21	振動	塩田委員	【第1回審議】 ・焼却施設の稼働時の振動予測式は、道路交通振動と同じ土木研究所の提案式を使用しており、土質の減衰定数 α を固定化する形で決めている。焼却施設の場合は土質の特性を加味して予測出来るのに、なぜ地形・地質におけるN値等の調査結果の数値を使用しないのか。 ・振動の予測コンターが同心円状になっているが、N値が異なれば同心円状にならない。同じ敷地内でN値を3箇所ぐらい測定して、N値が異なれば土質の構成が違うことになるので、地盤(土質形状)が異なっている可能性を想定して予測する必要があるのではないか。	・対象事業実施区域周辺にほとんど住居等がないことから、振動をそれほど心配する必要がないと思われましたので、場所ごとにN値を決めるのではなくて、代表的な値を使用して振動予測をしており、予測コンターは同心円状になっています。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
22	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-3-31ページの(2)予測式に工事中の式を流用するのは誤りである。振動予測には、振動源ごとの計算式があり、ここでは工場振動の予測式を利用することを推奨する。	(事後回答) ・準備書では、工事中の式として、工場振動での予測でも用いられる一般式を記載しています。御指摘も踏まえて、評価書では、建設機械については「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」に示される工事中の予測式を記載し、施設振動については、工場振動の予測に用いる一般式を記載します。	意見		(3番のとおり)
23	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・振動調査に使用した振動レベル計は、計量法に基づいたもので、検定期間を遵守しているか。	(事後回答) ・現地調査は、計量証明事業の登録を受けた調査会社が実施しており、振動計についても計量法に基づく検定期間を遵守したものを使用しております。その旨を資料編に記載します。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
24	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・振動測定値は振動規制法に基づいているか。	(事後回答) ・環境振動については、時間率振動レベル(L10、L50、L90等)を測定していることから、測定方法は「振動規制法施行規則」に定める方法と記載しています。具体的には、JIS Z 8735(振動レベル測定方法)に基づき実施しています。また、道路交通振動については「振動規制法施行規則」に基づき行っています。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
25	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・環境振動の振動源はどのようなものか。	(事後回答) ・現況の環境振動の振動源として、対象事業実施区域北側に面している県道草越豊昇佐久線を走行する車両等があります。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
26	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-3-4ページの表5-3-4～5に記載されている振動レベルL ₁₀ 値が30dB以下のデータには、振動レベル計のノイズも含まれているのではないかと。そうであれば、記載を工夫すべき。	(事後回答) ・測定に使用した振動計の測定保証下限値が25dBとなっているため、それ未満の値については、25dB未満と記載しております。御指摘を踏まえ、機器の測定保証下限値が25dBであることを追記します。	記録	記述内容に関する修正等	
27	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-3-8ページに記載している予測式は、工事関係車両の走行に伴う道路交通振動の予測式ではなく、自動車の走行に係る振動の式であることから、「国土技術政策総合研究所資料No.714、土木研究所資料No.4254『道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)』(平成25年3月)」の「6.振動 6.3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動(6-3-1～16ページ)」を利用することを推奨する。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」に示される予測式を用いて予測し、その結果を評価書に記載します。なお、参考として、工事関係車両の予測式を用いた計算結果は第2回資料1-3に示すとおりです。	意見		(3番のとおり)
28	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-3-11ページの表5-3-16に記載されている振動予測計算式の「予測条件設定内容」は、整合性が取れていないのではないかと。	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
29	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-3-15ページに記載している(2)予測式は、一般式が記載されているため、どのファクター（例えばn：幾何減衰係数、α：0.01）を利用して計算したのか判断ができない。また、α＝0.01である理由及び土質名の根拠が明確でない。 ・ただし「国土技術政策総合研究所資料No.714、土木研究所資料No.4254『道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）』（平成25年3月）」の「6.振動 6.2建設機械の稼働に係る振動（6-2-13ページ）」には、予測の基本的な手法として以下のとおり記載されている。 $L(r) = L(r_0) - 15 \log(r/r_0) - 8.68 \alpha (r - r_0)$ 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測式は一般式を記載しておりますが、予測にあたって幾何減衰係数を0.75としており、これを代入すると「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」（平成25年3月）に示されている建設機械の稼働に係る振動の予測式と同様の式となります。また、地質については、対象事業実施区域には、ボーリング調査結果から盛土、ローム等が確認されていることから、未固結地盤としてα＝0.01を設定しました。 ・なお、評価書においては、御指摘を踏まえ「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」に示されている予測式を記載します。 	意見		(3番のとおり)
30	騒音 振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-2-18ページ及び5-3-15ページに記載されている工事開始後の月数が異なっている理由が示されていない。 ・また、音響パワーレベル（表5-2-20(1)、(2)）や振動レベル（表5-3-21(1)、(2)）の値が1台当たりなのかどうか判断できない。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事時期の設定根拠については、資料編（第1章 事業計画 1.1工事計画）に示しております。なお、本編の中で、資料編を参照する記載がありませんので、評価書において対応いたします。 ・音響パワーレベル（表5-2-20(1)、(2)）や振動レベル（表5-3-21(1)、(2)）の値は1台当たりの値ですので、評価書において修正します。 	記録	記述内容に関する修正等	
31	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-3-25ページの(2)予測式は、最新の「自動車の走行に係る振動：（独）土木研究所資料No.4254（平成25年3月）」が望ましい。なお、平坦道路であれば、（公社）日本騒音制御工学会「INCE/J RTV-Model 2003」がある。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両の走行と同様に、施設関連車両についても車両の上乗せによる現況からの増加分を予測することから、「国土技術政策総合研究所資料No.714、土木研究所資料No.4254『道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）』（平成25年3月）」の「6.振動 6.3資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動（6-3-1～16ページ）」を用いることとします。 ・なお、参考として、工事関係車両の予測式を用いて計算した結果は第2回資料1-3に示すとおりです。 	意見		(3番のとおり)
32	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-3-27ページの表5-3-33に記載されている振動予測計算式の「予測条件設定内容」は、整合性が取れていないのではないか。 	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	
33	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-3-31ページの表5-3-38に記載されている振動レベル値が1台当たりなのかどうか判断できない。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動レベル（表5-3-40）の値は1台当たりの値ですので、評価書において修正します。 	記録	記述内容に関する修正等	
34	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-3-35ページの表5-3-40に記載されている振動予測計算式の「予測条件設定内容」は、整合性が取れていないのではないか。 	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
35	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・騒音の発生源から発生する20～100Hzの間の周波数において、どの程度騒音が発生するか確認する必要がある。対象事業実施区域及びその周辺は非常に自然環境が豊かであり、夜間に低周波数領域の騒音が遠距離伝搬する可能性を考えたときに、住宅周辺の騒音がどの程度なのか検討が必要である。</p>	<p>・計画段階で施設の設備騒音値ははっきりしていない状況のため事後調査を実施する計画であり、その結果を見ながら検討していくことになると思います。対象事業実施区域周辺に保全対象となる住宅等がないので、騒音、振動、低周波については大きな影響が出てくることはないと考えております。</p>	記録	環境影響評価に関する提言等	
36	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <p>・超低周波音における心身への影響及び物的被害等が無さそうであることは確認できるが、騒音領域の低周波数(20Hz～250Hz)の音圧レベル及び騒音レベルのチェックも可能であれば実施した方がよい。</p> <p>・例えば、500m離れた地点②における環境騒音が30～40dBの場合の焼却施設外壁での騒音レベル(L_A)は、以下の方法で簡易計算が可能(点音源として)である。 $L_A = 35 + 20 \log(500/1) + Att$ ここでAtt:超過減衰 $= 35 + 54 + (\approx 0)$ $\approx 89 \text{ (dB)}$</p> <p>・したがって、焼却施設外壁1mでの騒音レベルが、84～89～94dBの範囲であれば、騒音(低周波領域)の影響は考慮しなくてもよいものといえる。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・低周波音については、施設供用後に事後調査を実施することとしております。いただいた御意見も参考にし、調査結果に基づき対策の必要性を検討し、対策が必要な場合には追加の環境保全措置を実施します。本事業による影響を最小限とするよう努めてまいります。</p>	記録	環境影響評価に関する提言等	
37	悪臭	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・準備書5-5-14ページ「表5-5-8 煙突排出ガスからの悪臭排出条件」において、排出濃度は現有施設の調査結果(臭気指数26)から算出したとの記載があるが、臭気指数26が臭気濃度400に該当することの説明を追加すべきである。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・御指摘を踏まえ、評価書において臭気指数から臭気濃度を求める計算過程を記載いたします。</p>	意見		(3番のとおり)
38	悪臭	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・37番について、臭気指数26が臭気濃度400に該当することを示せば、計算過程まで記載する必要はないと考えるが、事業者の判断にお任せする。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・御指摘を踏まえ、計算過程の記載はせず、臭気指数26が臭気濃度400に相当する旨を記載いたします。</p>	記録	記述内容に関する修正等	
39	悪臭	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・予測条件として使用している現有施設が計画施設とどの程度同等なのか、比較してきちんと示すべきである。</p>	<p>・準備書5-4-9ページの低周波音で、計画施設と現有施設との処理能力・処理方式・建物の構造・面積の比較を整理していますが、悪臭についても対策等の内容を含めて比較し、評価書において分かりやすく整理します。</p> <p>(事後回答)</p> <p>・第2回資料1-4に示すとおり、計画施設と現有施設との対比を行った結果を評価書に記載します。</p>	意見		(3番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
40	水象	鈴木委員	【第1回審議】 ・準備書5-7-11ページの図5-7-5の地下水位調査結果で今年の2月までのデータが記載されているが、今年は2月に異常な大雪がありその融雪の影響が大きく出ていると思われるため、それ以降の新しいデータを示していただきたい。	・調査期間が1年間のため、いつまでの測定結果が残っているかを確認し、測定結果があれば追加します。 (事後回答) ・測定は平成26年2月25日まで行っており、御指摘のあった3月以降の融雪時のデータはありませんが、第2回資料1-5に示すとおり2月25日までのデータを整理し、評価書に記載します。	記録	記述内容に関する修正等	
41	水象	鈴木委員	【第2回審議】 ・第2回資料1-5の地下水位調査結果のグラフにおいて、降雨後に数日間経ってから㊸-1地点の水位が増加しており、横軸が間違っている可能性がある。準備書5-7-11ページの図5-7-5の時間軸が正確と思われるので確認願いたい。	(事後回答) ・横軸がずれていましたので、修正し、評価書に記載します。	記録	記述内容に関する修正等	
42	水象	鈴木委員	【第1回審議】 ・月1回の測定地点については表5-7-6で地下水位の調査結果を示しているが、変動が目で追えるようにグラフで示していただきたい。	(事後回答) ・月1回の測定地点の結果についても、第2回資料1-5のとおり通年調査結果と併せて示し、変動がわかるように修正します。	指摘事項	43, 48, 49, 64, 76, 85番を集約	調査、予測結果の丁寧な記載、図表の活用などにより、より分かりやすい図書となるよう努めること。
43	水象	鈴木委員	【第2回審議】 ・第2回資料1-5の地下水位調査結果では、縦軸を相対的な深さで記載しているが、準備書5-7-11ページの図5-7-5のように絶対標高で記載した方が比較しやすいのではないかと。	・御指摘を踏まえ、修正します。	指摘事項		(42番のとおり)
44	水象	富樫委員	【第2回審議後追加意見】 ・準備書3-75ページの図3-3-5で地下水の流れ方向を図示しているが、その根拠について記載がないので示すこと。明確な根拠がないのであれば、周辺地質から想定される状況を簡潔に説明することとどめ、図示まではすべきでない。	(事後回答) ・地形・地質について再検討した結果を踏まえ、周辺地質から想定される状況を簡潔に説明することとし、図については削除いたします。	記録	記述内容に関する修正等	
45	水象	富樫委員	【第2回審議後追加意見】 ・水象の予測・評価において、5-7-2ページ図5-7-1(1)の地点㊸の井戸については、特に地下水利用への影響が及ぶ可能性が高いため、「工事中」、「供用後」の環境保全措置について具体的に検討し、その結果を記載すること。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、地下水利用への影響が及ぶ可能性のある井戸に対する「工事中」、「供用後」の環境保全措置について検討した結果を評価書に記載します。現時点においては、工事中及び供用後に地点㊸の井戸の水位についてモニタリングを行い、必要に応じて適切な措置を講じることを考えております。	指摘事項		地下水利用への影響が及ぶ可能性が高い井戸について、工事中や供用後の環境保全措置を具体的に検討すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
46	土壌汚染	小澤委員	【第1回審議】 ・片谷委員の意見(No.1)と同様に、土壌汚染に係る評価結果についても、定量的に予測した結果が現況を大きく悪化させないという観点で表現を検討していただきたい。	・土壌中のダイオキシン類濃度については、現在の土壌濃度と大気から蓄積されるバックグラウンド濃度プラス本事業による濃度という形で評価しているため、表現方法を検討します。 (事後回答) ・土壌中のダイオキシン類濃度については、本事業による寄与分が分かるような記載とし、評価では現況を大きく悪化させないという観点から表現を追記します。	意見		(1番のとおり)
47	土壌汚染	小澤委員	【第1回審議】 ・土壌中のダイオキシン類の調査結果について、大気質と同様に、異性体の詳細な測定結果を資料編に記載していただきたい。	・評価書の資料編において、土壌中についてもダイオキシン類の異性体ごとの細かいデータを記載します。 (事後回答) ・第2回資料1-6に示すとおり、ダイオキシン類の土壌調査結果を評価書に記載します。	意見		(3番のとおり)
48	土壌汚染	小澤委員	【第1回審議】 ・土壌汚染についても、大気質と同様に、最大着地濃度の出現地点を地図上でエリアが分かるように表現はできないか。	(事後回答) ・土壌汚染の項目において、ダイオキシン類の大気質の予測結果と土壌の予測結果の両方を記載すると、数値や単位が異なるため内容が分かりにくくなるため、土壌汚染のみの結果を記載することとし、大気質の予測結果については参照ページを追記します。	指摘事項		(42番のとおり)
49	土壌汚染	小澤委員	【第2回審議】 ・48番について、見解のようにデータを混在させて分かりにくくする意図はなく、土壌汚染の予測結果を地図上で分かりやすく示すことを検討してほしい。	(事後回答) ・表5-8-9に記載した各予測地点の付加量を地図上に記載し、ダイオキシン類の程度が地図上で分かるように修正します。	指摘事項		(42番のとおり)
50	地形・地質	富樫委員	【第1回審議】 ・「造成断面図」にスケール、N値を記載した「ボーリング柱状図」、計画している建物の位置、地下水などの情報を記載すること。 ・特に造成断面図に自然地盤(地山)の情報が何も記載されていないが、土地の安定性を見るために重要な情報なので記載すること。 ・その他の断面図にもスケールなど重要な情報が入っていないので、記載すること。 ・地形・地質のところに必要な情報をしっかりまとめ、他のところで引用するように整理すべきである。	・様々な箇所にデータが分散してしまっているため、地形・地質の箇所での情報をまとめ、次回の資料としてお示しします。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、第2回資料1-7、1-8のとおり、ボーリング調査結果等のデータを盛り込んだ内容とし、評価書に記載します。	意見	51, 52番を集約	対象事業実施区域の地質区分を再検討の上、関連する本文や図表等を整合するように修正すること。また、造成断面図等には必要な情報を併記するとともに、関連する情報は地形・地質の節にまとめて整理すること。
51	地形・地質	富樫委員	【第2回審議】 ・50番について、第2回資料1-7の5-10-8ページの表5-10-3では、小諸第1軽石流堆積物を軽石多産とローム質に分けているが、地質縦断面図や造成断面図では分けられていない。 ・ローム質に非常に小さいN値が出ており、その分布を把握して建物の位置等の計画を立てる必要があるため、造成断面図に小諸第1軽石流のN値の低い部分の分布状況、柱状図、更に地下水線を入れて示してほしい。	・第2回資料1-7の5-10-10ページの地質縦断面図で断面図については2つに分けていませんが、柱状図でコアの土質区分を記載しました。 ・N値が小さいローム質がどのように分布するか、可能な範囲で検討して、示したいと思います。 (事後回答) ・対象事業実施区域の地質及び地下水の状況について第3回資料1-1のとおり整理し、それを踏まえ第3回資料1-2に示すとおり、内容を修正しました。	意見		(50番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
52	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質縦断面図とボーリング柱状図の記載等を見る限り、対象事業実施区域の地質区分は再検討が必要と考える。特に、小諸第1軽石流堆積物を同（軽石多産）と同（ローム質）に細分しているが、両者は全く成因の異なる別の地質体としてとらえるべきである。 ・したがって、準備書の地質区分を再検討した上で、「第10節 地形・地質」の文章や図等を全体的に見直すこと。それに伴い、地盤、水象に関連する予測・評価の記載についても整合するように修正すること。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の地質及び地下水の状況について第3回資料1-1のとおり整理し、それを踏まえ第3回資料1-2に示すとおり、内容を修正しました。 また、「第10節 地形・地質」の修正に伴い、評価書において地盤・水象に関連する記載についても、整合するよう修正します。 	意見		(50番のとおり)
53	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-7の5-10-10ページの地質縦断面図の9-2地点のボーリングで、小諸第1軽石流のN値が低い堆積物が、柱状図では黄色（シルト）になっているが、緑色（ローム）になると思われるので確認願いたい。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回資料1-1に示すとおり、対象事業実施区域の地質の状況について整理しました。 	記録	記述内容に関する修正等	
54	地形・地質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-8のボーリング柱状図の地点⑨-2において、深さ12mくらいの軽石流堆積層との境界付近でN値がゼロ近くまで急激に下がっているが、データの信頼性も含めて、説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査を実施した会社に確認して回答します。 <p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回資料1-1に示すとおり、対象事業実施区域の地質の状況について整理しました。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
55	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-7の5-10-10ページの地質縦断面図と、5-10-23ページの造成断面図を比べると地下水線が非常に浅いところにあり、地下水位が高いところで切土をすれば非常にぬかるむと思われるが、安全に施工できるのか。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回資料1-1に示すとおり、対象事業実施区域の地質の状況について整理しました。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
56	地形・地質	富樫委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-10-18ページの表5-10-7において、盛土最大斜面の区分の評価では「適切な盛土材」、「補強領域の外側を通るすべりに対しての安全性」についても評価を行うこと。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘を踏まえ、評価書において「適切な盛土材」及び「補強領域の外側を通るすべりに対しての安全性」についても予測・評価を行い、記載します。 	指摘事項		盛土最大斜面の安定性について「適切な盛土材」及び「補強領域の外側を通るすべりに対しての安全性」に係る予測評価を行うこと。
57	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-10-13ページの土地の安定性の予測において、各地質の土質定数が示されているが、それらの設定根拠が分かるようにすること。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘を踏まえ第3回資料1-2に示すとおり、内容を修正しました。 	意見		(3番のとおり)
58	植物	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤエガワカンバについて1箇所1株のみ確認されているが、環境保全措置として成木と稚樹の移植が両方記載されている。見つかった株はどのくらいの高さで、成木、稚樹どちらの状態を確認しているのか。 ・13mくらいの成木だと移植はかなり難しい。向陽地だけでなく、湿性条件の場所を選んで移植しないと活着しないと思われるため、留意してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認したヤエガワカンバは13mほどの高さの成木です。成木から落ちた種子は確認していますが、稚樹は確認されていない状況であり、今後その種子が芽吹いた場合は、その稚樹を移植等により保存することを考えています。 <p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成木の移植につきましては、御指摘を踏まえ、条件を満たした場所への移植を検討します。 	意見	59番を集約	オニヒョウタンボク、ヤエガワカンバの移植については、湿性条件でないとは活着しないため、十分に留意して移植場所の選定を行うこと。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
59	植物	大窪委員	【第2回審議】 ・58番に関連して、準備書の5-11-22ページに記載のあるオニヒョウタンボクについても、湿性的な条件でしか活着しないと考えられるので、成木及び苗の移植については湿性地等を考慮することを加えてほしい。	・オニヒョウタンボクについては、湿性的な条件も加味し移植等を行ってまいります。	意見		(58番のとおり)
60	植物	大窪委員	【第1回審議】 ・準備書5-11-29ページの表5-11-23の環境保全措置において、「林縁植栽の整備」に「在来種を用いた林縁植栽等を施す」とあるが、対象地域の在来種を用いることを明記した方がよい。	・御指摘のとおり「この地域の在来種を中心に」という形で表現を改めたいと思います。	指摘事項		環境保全措置として実施する「林縁植栽の整備」について、この地域の在来種を用いることを明記すること。
61	植物	大窪委員	【第2回審議後追加意見】 ・準備書5-11-11～12ページに記載されているアワコガネギクは、和名はキクタニギクを使用することが最近多いので確認願いたい。	(事後回答) ・河川水辺の国勢調査の生物リスト（平成24年）ではアワコガネギクとなっておりますが、最近の環境省レッドリスト（平成24年）ではキクタニギクとなっており、評価書においてはキクタニギクに変更します。	記録	記述内容に関する修正等	
62	植物	大窪委員	【第2回審議後追加意見】 ・アワコガネギク（キクタニギク）は、国立環境研究所の侵入生物データベースにおいて、侵入生物としてリストアップされている。本種の在来は準絶滅危惧（環境省版、改訂長野県版）に指定されているが、中国、韓国由来種子（外来個体）による法面緑化が行われており、在来個体との交雑による遺伝子かく乱が問題とされている。 ・在来個体と外来個体は形態による見分けは難しいが、現地での同定に間違いはないか。現地はスキー場の法面緑化が行われた場所に近く、緑化材種子袋に混入したのから逸出した外来個体の可能性があるが、外来個体であれば、注目すべき種としては除外し、環境保全措置も必要ないことになる。 ・また、上記についての何らかの説明を記載する必要があるのではないか。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、現地で確認されたアワコガネギク（別名キクタニギク）を在来個体とした根拠について第3回資料1-3に整理しました。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
63	植物	大窪委員	【第2回審議後追加意見】 ・準備書5-11-30ページの「表5-11-24 項目別環境保全措置」で、「3. 林縁植栽の整備」について、ギンランは林縁や疎林に生育する種であり、ハビタットを保全するためには下刈りや草刈りで比較的明るい環境を維持する必要がある。林縁植栽等を施すほかにも、下刈りや草刈等の植生管理を実施し、適度な光環境を維持するような措置を図ってほしい。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、ギンランの環境保全措置については、林縁植栽の整備を図るとともに、下刈りや草刈りによって適度な光環境を維持するための適正な管理を行う措置を取ることといたします。	指摘事項		ギンランに対する環境保全措置について、林縁植栽の整備を実施するほか、適度な光環境を維持するため、下刈りや草刈り等の植生管理を適切に実施すること。
64	植物	佐藤委員	【第1回審議】 ・準備書5-11-16ページの表5-11-13において、「確認された種が約5.4%と少ないことから影響は極めて少ない」としているが、パーセンテージが低くても希少な種が存在していると影響が少ないとはいえない。「普通によく見られる種が確認された」などの文言の追加が必要ではないか。	・御指摘のとおり評価書での記載を追加するよう、次回までに検討します。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、該当部分を修正し評価書に記載します。	指摘事項		(42番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
65	植物	佐藤委員	【第1回審議】 ・資料編6-41ページのベニバナイチヤクソウと6-42ページのアキノタムラソウは比較的珍しい種の可能性があるもので、確認すること。	・ベニバナイチヤクソウ、アキノタムラソウについては検討します。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、ベニバナイチヤクソウ、アキノタムラソウの生育が確認された位置を、第2回資料1-9に整理しました。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
66	植物 動物	中村寛志 委員	【第1回審議】 ・チョウ類の希少種がもう少しいるかと思うが、食草となるナンテンハギ、コマツナギ、ヒカゲスゲ、シロバナシナガワハギは、調査範囲内でどの程度の量が群落として見られているのか。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、現地調査において未確認であったチョウ類希少種の当該地域における分布情報及びこれらの種の食草の分布状況を、第2回資料1-10に整理しました。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
67	動物	中村寛志 委員	【第2回審議】 ・66番で、現地調査で確認されていないチョウ類の希少種が対象事業実施区域内に確実にいないことが分かって安心した。 ・第2回資料1-10の「表1 佐久地域における留意すべきと考えられるチョウ類希少種」に、ミヤマシジミについて「軽井沢等で産地が複数あるとの情報があり」との記載があるが、近年、軽井沢では完全に絶滅しており、御代田町にいる状況である。	・承知いたしました。	記録	記述内容に関する修正等	
68	動物	中村寛志 委員	【第1回審議】 ・ベニモンマダラはそろそろ成虫が出てくる頃だが、食草であるクサフジの移植のタイミングによっては、そこに生息する個体群がすべて消失するおそれがあるので、クサフジの移植は交尾や卵を産む時期を考慮して行うこと。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、ベニモンマダラに対する環境保全措置の内容及び本種に係る位置関係情報を、第2回資料1-11に整理しました。なお、移植時期については、ベニモンマダラの成虫発生時期にも考慮し設定します。	意見	69番を集約	ベニモンマダラの食草であるクサフジの移植に当たっては、交尾や産卵時期を考慮した上で、土壌ごと移植する方法で実施すること。
69	動物	中村寛志 委員	【第2回非公開審議】 ・68番のベニモンマダラについて、第2回資料1-11の地点No.3における確認個体数は208個体、食草生育面積は20㎡となっており、極めて高密度で生息しているが、対象事業実施区域外に広い食草生育面積が存在するので、実施時期に注意して、丁寧に移植をしてもらうことが注意点となる。 ・第2回資料1-11の「図 ベニモンマダラ及び食草確認位置図」において、地点No.3は対象事業実施区域の境界上に示されているが、食草を移植せずに残した場合に、事業への影響はあるか。 ・法面で改変するのであれば、事業実施時期及び植物の種類と個体数をしっかり確認したうえで、食草の移植を実施願いたい。 ・食草のクサフジの移植は、土壌を1m～50cmくらいブルドーザーで掘削し、土壌ごと移植する方法が適切である。	・地点No.3は、対象事業実施区域の中の法面のところになります。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、対象事業実施区域境界内の法面の改変に当たっては、事前にベニモンマダラの食草の移植時期に注意し、植物の種類、個体数を確認したうえで、土壌ごと移植する方法を検討します。	意見		(68番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
70	動物	中村寛志 委員	【第1回審議】 ・ヒメシジミについて、個体数でみると対象事業実施区域内では区域外の数%しか確認されていないが、箇所数では食草のヨモギの群落が20%程度区域内に存在する。影響が小さいかどうか確認するため、詳しい位置関係のデータを示してほしい。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、ヒメシジミに係る位置関係情報を、第2回資料1-12に整理しました。なお、食草生育面積における改変率は2%とわずかであることから、影響は極めて小さいと考えられます。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
71	動物	中村寛志 委員	【第2回非公開審議】 ・70番のヒメシジミの食草分布について、第2回資料1-12により食草生育面積における改変率は2%であり影響は小さいと考えられるが、食草の面積がバイオマスに直結する訳でなく、密度が影響する。この調査はヨモギを対象に確認しているのか。 ・ヨモギであればこの見解で問題ないかと思う。	・ヨモギを中心に確認しています。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
72	動物	中村寛志 委員	【第1回審議】 ・オオムラサキの確認箇所について、吸蜜で樹液に来ているところが2箇所なのか、個体を確認したところが2箇所なのか教えてほしい。	(事後回答) ・対象事業実施区域内におけるオオムラサキの確認は、2箇所ともに飛行中の個体確認となります。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
73	動物	中村寛志 委員	【第1回審議】 ・準備書5-12-50ページの工事中における水生動物への影響について、沈砂槽の性能が分からないが、工事による排水により河川の水温が高くなり、ミルンヤンマなどに影響が出ることはないか。	(事後回答) ・沈砂槽からの排水は湯川に放流する計画であり、低水温環境下生息種が多く生息する舟ヶ沢ではないことから、生息環境は保全されると考えられます。沈砂槽からの排水に係る影響については、第2回資料1-13に整理しました。	指摘事項	74番を集約	放流水による水生生物への影響について、濁水だけでなく、水温による影響にも留意して、河川への放流を行うこと。
74	動物	中村寛志 委員	【第2回審議】 ・73番に関して、温水が流れ込みホテルが分布を拡げている例もあるので、降雨時に放流する際には考慮してほしい。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、水温の高い排水が流れることをできるだけ避けるよう、沈砂池からの雨水の放流について配慮してまいります。	指摘事項		(73番のとおり)
75	動物	中村雅彦 委員	【第1回審議】 ・ノスリとハイタカは調査範囲内で繁殖が確認されているのか。	・対象事業実施区域から概ね1kmぐらい北側で営巣場所を確認しています。調査範囲内では飛行などが見られ、この地域を利用していることを確認している状況です。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
76	動物	中村雅彦 委員	【第1回審議】 ・ハイタカとノスリについて、準備書5-12-54~55ページの影響予測結果には、直接的影響や間接的影響が「極めて小さい」などと記載しているが、5-12-66ページで環境保全措置として「騒音発生の低減」、「振動発生の低減」を行うのは、影響を受けるためではないのか。 (亀山委員長) ・回答された内容が分かるように記載内容を検討願いたい。	・直接的影響については「極めて小さい」としていますが、間接的影響については「小さい」としており、間接的影響は小さいけれどもあるという意味です。「影響が極めて小さい」か「影響がない」場合以外は環境保全措置を行うこととしています。 (事後回答) ・御指摘を受けました、予測結果と環境保全措置の検討との関係について、基本的な考え方を第2回資料1-14のフローに示しました。フローは評価書の予測方法部分に追記し、内容を補足します。	指摘事項		(42番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
77	動物	中村雅彦 委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-12-65ページの表5-12-32の工事中における動物への影響についての環境保全措置で、猛禽類では繁殖時期には工期を変更する場合がよくあるが、そのような環境保全措置は検討しないのか。 ・環境省による猛禽類保全保護のマニュアルでは、工期の変更についても記載されており、保全措置として工期の記載がないと猛禽類の専門家からクレームがあるのではないかと思う。 (亀山委員長) ・直近で工事が行われる場合は繁殖の妨げになることがあるので、よく検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工期等については、これから精査、検討していく段階です。現時点では、考慮しておりませんが、御意見を参考として検討させていただきます。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の工事の実施による影響が考えられることから、新たな保全措置として、対象事業実施区域の近くで営巣が確認された場合には、工事の実施時期や手順、監視体制などについて検討を行うこととし、その旨を評価書に記載します。 	意見		猛禽類について、対象事業実施区域の近くで営巣が確認された場合の工期の変更等の対応について、環境保全措置に加えること。
78	動物	中村雅彦 委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハチクマとフクロウについて環境保全措置として追加調査を実施するとのことだが、対象事業実施区域周辺とは、具体的に実施区域の中なのか、調査範囲の中なのか、それともそれ以外なのか。 ・調査範囲に縛られることなく広域で実施しているということによいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フクロウについては、調査範囲及び東側の方は若干調査範囲の外側も含めて、追加調査を3月から実施しています。ハチクマについては、広域的な範囲で3定点ぐらい考えて、影響が及ばない範囲を含めた形で調査を行っています。 ・そのとおりです。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
79	動物	中村雅彦 委員	<p>【第2回非公開審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料2の2ページのフクロウの分布調査について、3個体と推定する根拠は音声によるものか。 ・個体の確認地点の密度が高く、フクロウにとって好ましい生息環境と思われるのに、営巣がないと推定する根拠を教えてください。 ・フクロウの非繁殖個体が何年にもわたって独身でいる可能性は高いのか。これだけ個体が高密度で確認されていると、餌の状況が良ければ3個体のうち1個体ぐらいはつがいになる可能性が高いと思うが、そうした状況は確認しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声から違う個体と判断しました。 ・夜間の分布調査の結果を踏まえて、営巣確認調査を計8回第2回資料2の2ページの図の緑色で示した範囲をくまなく踏査し、住民から情報提供のあった洞穴等の場所の確認も併せて行いましたが、営巣及び個体等は確認できませんでした。 ・雄の繁殖声に対して、雌が応える鳴き声は何回か確認しており、確認場所を中心に踏査しましたが、営巣の確認には至りませんでした。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
80	動物	中村雅彦 委員	<p>【第2回非公開審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料2の5ページでハチクマの行動圏の調査を実施しているが、高利用域の分析は可能か。 ・高利用域が対象事業実施区域になる可能性について、今後の分析により確認できるか。 ・おそらく巣を中心に利用する場所が多いと思われるが、猛禽類の場合は高利用域が問題となるため、その分析は必ず実施してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データは3定点を中心に2日間ずつ3ヶ月間調査しており、まだ分析はしていませんが可能です。 ・本年使用した巣で営巣しているかどうかは分からない状況ですが、8月の調査結果も踏まえて検討します。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年の5月～8月の調査結果を踏まえて、行動圏解析を行い高利用域を分析した結果を第3回資料1-4に整理しました。 	指摘事項		ハチクマについて、行動圏解析により高利用域を分析し、事業による影響を予測評価すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
81	生態系	中村雅彦 委員	【第1回審議】 ・準備書5-13-7ページの「図5-13-2 対象事業実施区域及びその周辺の生態系模式図」で、ニホンジカ、ノウサギ、アカネズミが二次消費者に分類されているが、これらはベジタリアンであり一次消費者になるので修正すること。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、修正した生態系模式図を評価書に記載します。	記録	記述内容に関する修正等	
82	景観	亀山委員長	【第1回審議】 ・準備書5-14-14、15ページのフォトモンタージュで、色彩については比較的無難な色彩だが、形状についてはエッジが非常にきつくなっている。5-14-25ページに環境保全措置として「施設形状等の検討」が記載されているが、このエリアの中で強い線できつい建物のデザインにならないよう、今後の詳細な設計において工夫することが大事である。	・現段階では標準的な姿のものを示していますが、事業者としても周辺環境とのマッチングを一番に考えているので、御意見の内容を今後生かしてまいりたいと思います。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、今後、施設の色彩及び形状については、浅間山の裾野からなる稜線や近傍スキー場のセンターハウス等の建物との調和に配慮し、検討してまいります。	指摘事項		施設の形状について、強い線で角のきつい建物とにならないよう、このエリアの周辺の建物との調和にも配慮したデザインを検討すること。
83	景観	亀山委員長	【第1回審議】 ・環境保全措置として法面の緑化を行うとインパクトが随分異なる。環境保全措置に対応した法面を緑化したフォトモンタージュも作成して、示すべきではないか。	(事後回答) ・法面については、種子吹付等による緑化を考えています。春から秋については、草花による緑が見られますが、冬期には草は枯れてしまいますので、スキー場シーズンの法面は、現在、お示ししているものとなります。対象事業実施区域の緑化については、景観への配慮として重要と考えておりますので、今後、引き続き検討してまいります。なお、法面緑化がある時期のフォトモンタージュを参考として評価書に記載します。	意見	84番を集約	スキーシーズンにおける影響を緩和するため、法面の緑化に当たっては、常緑の低木の植栽等を検討すること。また、その場合のフォトモンタージュを作成して予測評価を行うこと。
84	景観	亀山委員長	【第2回審議】 ・83番で、準備書の5-14-14ページのフォトモンタージュにある切土の法面について、種子吹付等で草本により緑化することのだが、冬期には枯れてしまうので、常緑の針葉樹を法面に植栽することを検討願いたい。	(事後回答) ・草本による法面の緑化については、寒地型草種を主体として行うとともに、常緑の低木であるツツジ等を法面の小段付近に配置を検討してまいります。	意見		(83番のとおり)
85	触れ合い活動の場	陸委員	【第1回審議】 ・準備書5-15-10ページの図5-15-4(3)において、季節と平日・週末等の利用時期が一緒にグラフ化されており大変分かりにくい。冬だけの調査の地点もあることから、四季の利用と、平日・週末・連休や休暇・帰省時の利用は、分けて示すべきである。	・御指摘を踏まえて、分かりやすいグラフに変更したいと思います。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、第2回資料1-15のとおりグラフを修正し、評価書に記載します。	指摘事項		(42番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
86	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・準備書5-15-11ページで、北パラダの利用者が一番魅力的だと思っている点は「アクセスが良い」ことを回答している人が非常に多いが、工事中及び供用時には多くの工事関係車両やごみ搬入車両が通行することになり、アクセスに障害が出るおそれがある。アクセスの障害を除くための対応や環境保全措置を検討すべきではないか。</p>	<p>・工事中及び供用中のアクセスについては地元及び関係地区とルートも含めて協議をしている段階ですが、持ち帰って慎重に検討させていただきます。</p> <p>(事後回答)</p> <p>・対象事業実施区域に隣接するスキー場（北パラダ）へのアクセスは、主に、高速道路と直結している南パラダに駐車リフトで北パラダへ移動する方法と、直接北パラダへ車で来場する方法があります。アンケート回答にある「アクセスが良い」を選んだ回答者からは、特に、高速道路とスキー場の駐車場が直結している点を挙げる意見が多くみられました。</p> <p>・また、車で北パラダへアクセスする場合の主なルートは、工事関係及びごみ搬入車両等の主要走行ルートとなる市道南北線ではなく、県道草越豊昇佐久線になると考えております。</p> <p>・ただし、本事業による負荷をできるだけ小さくするため、走行ルート、走行車両台数、走行時間帯等について検討をまいります。</p>	指摘事項	87番を集約	北パラダ利用者のアクセスの障害とならないよう、工事関係車両やごみ搬入車両の走行による影響を低減する、具体的な環境保全措置を示すこと。
87	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・86番について、理由がよく分かったので評価書で説明を丁寧に記載してほしい。</p> <p>・準備書5-15-3ページの「図5-15-1 触れ合い活動の場の調査地点」において、処理場へのアクセスルートの一部が一般の方が利用する県道草越豊昇佐久線と重なっているが、具体的な対応策をもう少し示してほしい。</p>	<p>・準備書の5-15-15ページに「表5-5-12 環境保全措置（工事関係車両の走行に伴う交通の状況）」に交通整理員の配置ということで、具体的な対応策を記載しています。特に土日はスキー客が多く交通量が増加するので、できるだけ土日の車両を走らせない対策を考えています。</p> <p>(事後回答)</p> <p>・供用後においても必要に応じて交通整理員を配置するとともに、利用客の多い土・日曜日の搬入を出来る限り避けて、搬入方法及び体制を検討まいります。</p>	指摘事項		(86番のとおり)
88	廃棄物等	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・建設発生土について、準備書5-16-5ページの表5-16-8の環境保全目標として「長野県建設リサイクル推進指針」を記載しているが、指針にはおそらく建設発生土は含まれておらず、評価結果にも建設発生土は記載されていない。評価として不十分なので記載を見直す必要がある。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・確認したところ、長野県リサイクル推進指針において、特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物等の目標として、建設発生土についても目標(再資源化等率：100%)が定められていることから、環境保全目標の記載について追記し、他の公共事業等での有効利用を図るなど、できる限り再資源化に努める観点から評価を行います。</p>	指摘事項	89番を集約	建設発生土について、長野県建設リサイクル推進指針の目標を踏まえて、評価を行うこと。
89	廃棄物等	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・88番について、県のリサイクル推進指針に建設発生土についても目標（再資源化等率：100%）が定められていることを確認した。いずれにしても、建設発生土の評価が書かれていない状況なので、記載を追加願いたい。</p>	<p>・御意見も踏まえて、評価書で対応します。</p>	指摘事項		(88番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
90	廃棄物等	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-16-6ページの供用時における廃棄物について、主灰、飛灰の発生量の算出根拠を示すこと。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主灰及び飛灰の発生量については、メーカーヒアリングの結果より、主灰が6.22(低質)～7.22(高質) t/日、飛灰が1.85(低質)～3.68(高質) t/日となっており、その平均的な値である主灰6.75 t/日、飛灰2.81 t/日を記載しております。 	意見		(3番のとおり)
91	廃棄物等	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90番に示された焼却灰の発生根拠について、予測の根拠として評価書にも記載してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠については、評価書に記載します。 	意見		(3番のとおり)
92	温室効果ガス等	野見山委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-17-4ページの温室効果ガスの削減量の予測において、売電量を削減量として計算しているが、現行のごみの量から焼却によって発生するCO₂量と、新しく建設される施設から排出されるCO₂量との比較による削減量を記載する方が、説明として分かりやすいのではないか。 <p>(片谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売電量を温室効果ガスの削減量とすればよいとはなかなか言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の計画施設は、いくつかの市町村の施設を集約して一つにする計画であり比較が難しい状況です。そのため、今回は環境保全措置として、ごみを燃やすだけでなく電気のエネルギーとして温室効果ガスの削減に努めるという意味からこのような表現にしました。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、現行のごみの量から焼却によって発生するCO₂量と、新しく建設される施設から排出されるCO₂量との比較による削減量を予測し、評価書に記載します。 ・なお、本施設からの温室効果ガスの排出量については、総排出量(6,411.7t-CO₂/年)のうち、約99%がごみの焼却に起因するものとなっています。今後、関係市町村においても、ごみの減量化、分別による資源の再利用等によるごみ焼却量の削減に努めていくとともに、施設の整備に当たっては温室効果ガスの抑制に効果のある設備を導入するなどの検討を行ってまいります。 	意見	93番を集約	温室効果ガスの予測評価においては、売電による削減量だけでなく、現行の各施設におけるごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量と、本事業の計画施設における排出量との比較を行うこと。
93	温室効果ガス等	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・92番について、売電で温室効果ガスを削減するからよいということだけにならないよう留意願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見も踏まえて、評価書で対応します。 	意見		(92番のとおり)
94	温室効果ガス等	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-17-5ページで環境保全のための目標として記載されている長野県地球温暖化防止県民計画の温室効果ガス削減目標値について、第3次計画での長期目標値は80%であるので確認願いたい。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、第3次計画での長期目標値は80%となっておりますので、評価書において修正します。 	記録	記述内容に関する修正等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
95	温室効果ガス等	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・準備書5-17-6ページの評価結果において、供用開始予定時期である平成30年度に最も近い、平成32年度の目標値の10%削減を環境保全目標としているが、施設は30年稼働する計画なので、少なくとも中期の削減目標である30%削減を目標とする必要がある。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・ごみの処理量については、「佐久地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき算定しており、計画目標年度は平成29年度となっています。</p> <p>・92番の回答にも示したとおり、焼却施設からの温室効果ガスについては、ごみの焼却量が必要となりますが、平成29年度以降の値については、人口の推移やごみ減量等の施策の内容を踏まえ、今後、設定することになるため、平成32年度の目標との対比をしています。</p> <p>・なお、事業者としても、循環型社会の構築や施設の稼働に伴う環境負荷の低減の観点から、ごみの減量化や資源化の取り組みを行い、焼却量がより少なくなるよう各種施策を講じる計画としております。</p>	指摘事項	96番を集約	温室効果ガスに係る環境保全目標について、施設の稼働年数が長期にわたることから、「長野県地球温暖化防止県民計画」の中期の削減目標も踏まえた環境保全措置の実施を検討すること。
96	温室効果ガス等	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・95番について、「平成32年度以降の温室効果ガス削減目標値は厳しく設定されているので、目標値に適合するための施策を講じる」旨の趣旨を評価書に記載しないと、県が定めている目標値に対して認識不足という誤解を招くおそれがある。</p>	<p>・御意見も踏まえて、評価書で対応します。</p>	指摘事項		(95番のとおり)
97	その他	佐藤委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <p>・焼却施設が完成した場合、スキー客が減少するのではないかと懸念されるが、焼却エネルギーを利用した文化施設(例えば温泉など)の新設の計画等はないのか。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・焼却施設の整備計画に合わせて、近隣地区に温泉利用による温浴施設の整備計画を進めており、スキー場利用者との相互利用が見込まれます。焼却エネルギーの利用については、発電を第一義として整備計画を進めていますが、外部への熱供給に係るエネルギー利用については、今後、地元及び関係地区からの御要望をお聞きし、検討してまいります。</p>	記録	事業計画等に対する提言等	

準備書についての技術委員会意見等集約表（第2回審議分まで）（案）

- 注) 「意見」 : 技術委員会から知事に対して述べる環境保全の見地からの意見（知事意見の作成に反映）
「指摘事項」 : 評価書作成に当たり記載内容等について整備を求める指摘（環境部長指摘事項の作成に反映）
「記録」 : 意見及び指摘事項とはしないが、記録に残し事業者に伝えるもの

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
1	全般	片谷委員	【第1回審議】 ・方法書に対する知事意見で「現況を大きく悪化させない観点での評価の実施」を求めていることに対して、例えば、準備書5-1-73ページで工事関係車両による影響に係る「(1)環境への影響の緩和に係る評価」では、「環境保全措置を適正に行うから問題ない」という客観性に欠ける記述になっている。現況と予測結果を表で並べて比較するなど、現況を悪化させないことを定量的に説明するよう、評価の記述を改めていただきたい。	・施設からの排ガスの影響、騒音・振動の予測等については、現況からどの程度上昇するかなど記載していますが、基本的に供用時を中心としており、工事中については比較していない項目がありますので、評価書において分かりやすく示せるように検討します。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、定量的な予測を行った項目については、第2回資料1-1のとおり、現況との対比を行うなど、現況を悪化させないという観点からの評価を行います。	意見	2, 7, 46番を 集約	予測結果の評価に当たっては、環境保全目標との比較だけではなく、現況を大きく悪化させない観点から、付加率等を用いた評価を行うこと。
2	全般	片谷委員	【第2回審議】 ・第2回資料1-1で現況と予測結果を表で並べて比較してもらったが、事業による付加量を現況値で割ったパーセンテージを付加率として記載すると、より適切である。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、表記が可能なものについては、付加率も記載いたします。	意見		(1番のとおり)
3	全般	塩田委員	【第1回審議】 ・使用した予測式については、具体的に日本音響学会の式などきちんと記載しているものもあるが、一般の方が縦覧されたとき検算できるように、図書に明示すべきである。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、評価書では予測手法や予測条件及びその出典について、丁寧に記載するよう留意いたします。	意見	4, 14, 15, 16, 22, 27, 29, 31, 37, 39, 47, 57, 90, 91番を 集約	予測条件や予測式とその出典など予測評価の根拠を明確にするとともに、新たな科学的知見の収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めること。
4	全般	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・計画地は住居等から500m程度離れているため、環境影響はほとんどないと考えてもよいとのスタンスが読み取れるが、影響がないとしても誤った予測式の使い方や表示の仕方は許されるものではない。新たな科学的知見等の情報や資料収集を行うことにより、精度ある準備書等にしてもらいたい。	(事後回答) ・騒音、振動の予測については、本事業による工事中及び供用時の環境影響を適切に把握するため定量的な予測を行っておりますが、御指摘を踏まえ、新たな科学的知見等の情報や資料収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めてまいります。	意見		(3番のとおり)
5	全般	塩田委員	【第1回審議】 ・日本音響学会が2013年に公表した道路交通騒音の予測手法など、新たな科学的知見が公表されているが、そうしたものについてチェックしているか。	・道路交通騒音に係る日本音響学会の予測式が新しくなっているのは確認していますが、予測については2008年の式で実施しています。	記録	審議のため に必要な計 画内容の確 認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
6	全般	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料3「環境影響評価準備書への意見及び事業者の見解」において、現有施設では、焼却灰に含まれる放射性物質に関するデータがあまり公表されていない趣旨の意見があるが、どのように公表しているのか。 ・こうした施設を運営する自治体の姿勢として、ホームページ以外での情報提供をできるだけ定期的に行い、また、ベクレル等の数値に関する解説記事を市の広報紙に掲載などと住民の不安解消にもつながる。 <p>(亀山委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の方、県民の方が皆さん関心を持っていることなので、十分配慮していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市のホームページで測定した結果を随時公表し、地元新聞においても折をみて掲載しています。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見も参考に、情報提供の方法や記載内容について、住民の不安解消にも繋がるよう、今後、より丁寧に対応してまいります。 	意見		事後調査結果や施設の稼働状況等について、ホームページへの掲載だけでなく広報誌等を活用した積極的な情報公開を行い、地域住民の安心の確保に努めること。
7	大気質	野見山委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-1-125ページの表5-1-92において、接地逆転層崩壊時における塩化水素の供用時の寄与濃度が、バックグラウンド濃度と比較して非常に高くなっている。塩化水素の場合は影響割合が非常に高いことになるので、5-1-129ページの短期高濃度の評価結果では、目標値との比較だけでなく、この増加分についての見解も記載する必要がある。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質の予測については、長期平均濃度と短期高濃度の予測を行っております。長期平均濃度は年間を通した平均的な濃度を予測しており、現況からの変化の程度として施設の稼働による影響割合を示しています。 ・短期高濃度については、施設からの影響が大きくなるような特殊な気象条件を設定し、この場合でも環境保全のための目標を整合することを確認するため実施しています。 ・このため、現況との対比ではなく、影響が大きくなる場合でも環境保全のための目標を満足しているという観点で評価を行い、その表現を評価書に記載します。 	意見		(1番のとおり)
8	騒音	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音の調査結果でA～Cの3地点のうち、B地点では現状で環境基準を超過している。事業による増加が0.1dBだからいいとするのではなく、環境基準を超過している地点を、この事業の関係車両が利用することを避けることを検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた道路網の中で関係車両走行ルートを検討していますので、今回このような結果になっています。持ち帰って検討しますが、厳しい状況です。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係車両走行ルート等については、現在、地元及び関係地区等と協議を進めているところです。今後、関係市町村及び道路管理者と連絡・調整を密に図り、本事業による影響をできる限り回避・低減するよう、適切な環境保全措置を講じてまいります。 	指摘事項		現況で騒音に係る環境基準を超過している地点について、関係車両の走行による影響をできる限り回避・低減するため、地元区や道路管理者等と調整の上、適切な環境保全措置を講じること。
9	騒音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音調査に使用した騒音計は、計量法に基づいたもので、検定期間を遵守しているか。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査は、計量証明事業の登録を受けた調査会社が実施しており、騒音計についても計量法に基づく検定期間を遵守したものを使用しております。その旨を資料編に記載します。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
10	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・騒音測定値は騒音規制法に基づいているか。	(事後回答) ・環境騒音については、等価騒音レベル及び時間率騒音レベル(L ₅ 、L ₅₀ 、L ₉₅ 等)を測定していることから、測定方法は「騒音に係る環境基準について」、「騒音規制法」に定める方法と記載しています。具体的には、JIS Z 8731(環境騒音の表示・測定方法)に基づき実施しています。また、道路交通騒音については「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき行っています。 ・なお、本編には等価騒音レベルの測定結果のみを示していますが、時間率騒音レベルの結果は資料編に記載しています。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
11	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・環境騒音の音源はどのようなものか。	(事後回答) ・現況の環境騒音の音源として、対象事業実施区域北側に面している県道草越豊昇佐久線を走行する車両、北側の田畑での農作業、野鳥のさえずり等があります。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
12	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-5ページの表5-2-6には3地点(A、B、C)の調査結果について記載されているが、予測結果において、最も騒音レベルの低いA地点のみとしている理由はないか。	(事後回答) ・工事関係車両は、現時点で工事関係車両ルートが市道南北線のみを使用する計画としていることから、地点Aのみを予測地点としました。準備書5-2-9ページに記載している供用時については、3地点について予測を行っております。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
13	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-13ページの表5-2-15に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性(例:予測条件等が示されていないなど、以下同様)が取れていないのではないか。	(事後回答) ・長野県環境影響評価技術指針において、予測の不確実性の程度やそれに係る環境影響の程度について、必要に応じてその内容を明らかにすることとされています。記載にあたっては、技術指針やこれまでの県条例での事例を参考に、不確実性が考えられる項目を挙げ、設定内容や予測結果との関連を整理しております。なお、御指摘のとおり、項目名を「予測条件設定内容」とした場合に記載内容との整合性が取れない部分がありますので、他事例も参考にして「設定内容」に修正します。	記録	記述内容に関する修正等	
14	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・道路交通騒音の予測式は日本音響学会の予測式(ASJ RTN-Model 2008)を利用しているが、建設作業騒音の予測式は日本音響学会(ASJ CN-Model 2007)や(独)土木研究所(4.2 建設機械の稼働に係る騒音Ver2-2 平成20年9月)等の予測式を利用していない。その理由は何か。	(事後回答) ・騒音規制法に規定されている評価量との対比を行うため、建設機械ごとに騒音源を設定し、従来から用いられている一般式を用いて予測を行っております。なお、この手法については、ASJ CN-Model 2007の中で予測手法の1つとして示されていますので、評価書においてASJ CN-Model 2007に基づき予測を行った旨を記載します。	意見		(3番のとおり)
15	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・遮蔽の回折音を計算するには周波数特性が必要であるが、各種建設機械の周波数特性はどのような傾向にあるのか。	(事後回答) ・ASJ CN-Model2007の参考資料として、建設機械の周波数特性がまとめられています。機械による特性の違いがみられるものの、代表的な曲線で示すことができるとしており、代表周波数特性の近似式が示されています。予測については、第2回資料1-2に示す近似式を用いて行いました。	意見		(3番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
16	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-19～20ページの図に遮音塀の位置を示す必要があるのではないか。	(事後回答) ・今回の予測では、遮音壁を見込んでおりません。 ・なお、対象事業実施区域から予測地点②(最寄りの集落)までの間には尾根がありますので、その分の回折については考慮した予測を行っております。その旨が分かるよう評価書で追記します。	意見		(3番のとおり)
17	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-24ページの表5-2-22に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性が取れていないのではないか。	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	
18	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-29ページの表5-2-32に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性が取れていないのではないか。	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	
19	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・焼却施設建屋内から外部へ伝搬する計算式は、準備書5-2-33ページに記載されている複雑な式でなくとも計算可能であるので参考にされたい。(計算式は第2回資料1別紙のとおり)	(事後回答) ・施設騒音を予測する目的としては、①騒音予測とコンターマップの作成、②予測値が目標値を超えた場合の追加対策の検討の大きく分けて2つあると考えています。 ・①の目的には、御指摘いただいた、エネルギー密度・透過率(総合透過損失)も考えられますが、②を考慮すると、騒音対策のために各機器、建屋各部分の寄与度を把握する必要があります。特に焼却施設等のプラントは、機器が防音のため小部屋に別れて設置される場合が多く、個々の機器について壁を透過して来る音を把握する必要があります。また、建材の音響データは、ハンドブック・カタログ等では、騒音レベル、パワーレベル、透過損失等全てdB値で与えられています。 ・以上の理由から、準備書に示した予測式を用いています。なお、用いた予測式の出典を評価書に記載します。	記録	環境影響評価に関する提言等	
20	騒音	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-2-39ページの表5-2-39に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性が取れていないのではないか。	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	
21	振動	塩田委員	【第1回審議】 ・焼却施設の稼働時の振動予測式は、道路交通振動と同じ土木研究所の提案式を使用しており、土質の減衰定数 α を固定化する形で決めている。焼却施設の場合は土質の特性を加味して予測出来るのに、なぜ地形・地質におけるN値等の調査結果の数値を使用しないのか。 ・振動の予測コンターが同心円状になっているが、N値が異なれば同心円状にならない。同じ敷地内でN値を3箇所ぐらい測定して、N値が異なれば土質の構成が違うことになるので、地盤(土質形状)が異なっている可能性を想定して予測する必要があるのではないか。	・対象事業実施区域周辺にほとんど住居等がないことから、振動をそれほど心配する必要がないと思われましたので、場所ごとにN値を決めるのではなくて、代表的な値を使用して振動予測をしており、予測コンターは同心円状になっています。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
22	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-3-31ページの(2)予測式に工事中の式を流用するのは誤りである。振動予測には、振動源ごとの計算式があり、ここでは工場振動の予測式を利用することを推奨する。	(事後回答) ・準備書では、工事中の式として、工場振動での予測でも用いられる一般式を記載しています。御指摘も踏まえて、評価書では、建設機械については「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」に示される工事中の予測式を記載し、施設振動については、工場振動の予測に用いる一般式を記載します。	意見		(3番のとおり)
23	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・振動調査に使用した振動レベル計は、計量法に基づいたもので、検定期間を遵守しているか。	(事後回答) ・現地調査は、計量証明事業の登録を受けた調査会社が実施しており、振動計についても計量法に基づく検定期間を遵守したものを使用しております。その旨を資料編に記載します。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
24	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・振動測定値は振動規制法に基づいているか。	(事後回答) ・環境振動については、時間率振動レベル(L10、L50、L90等)を測定していることから、測定方法は「振動規制法施行規則」に定める方法と記載しています。具体的には、JIS Z 8735(振動レベル測定方法)に基づき実施しています。また、道路交通振動については「振動規制法施行規則」に基づき行っています。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
25	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・環境振動の振動源はどのようなものか。	(事後回答) ・現況の環境振動の振動源として、対象事業実施区域北側に面している県道草越豊昇佐久線を走行する車両等があります。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
26	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-3-4ページの表5-3-4～5に記載されている振動レベルL ₁₀ 値が30dB以下のデータには、振動レベル計のノイズも含まれているのではないかと。そうであれば、記載を工夫すべき。	(事後回答) ・測定に使用した振動計の測定保証下限値が25dBとなっているため、それ未満の値については、25dB未満と記載しております。御指摘を踏まえ、機器の測定保証下限値が25dBであることを追記します。	記録	記述内容に関する修正等	
27	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-3-8ページに記載している予測式は、工事関係車両の走行に伴う道路交通振動の予測式ではなく、自動車の走行に係る振動の式であることから、「国土技術政策総合研究所資料No.714、土木研究所資料No.4254『道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)』(平成25年3月)」の「6.振動 6.3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動(6-3-1～16ページ)」を利用することを推奨する。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」に示される予測式を用いて予測し、その結果を評価書に記載します。なお、参考として、工事関係車両の予測式を用いた計算結果は第2回資料1-3に示すとおりです。	意見		(3番のとおり)
28	振動	塩田委員	【第1回審議後追加意見】 ・準備書5-3-11ページの表5-3-16に記載されている振動予測計算式の「予測条件設定内容」は、整合性が取れていないのではないかと。	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
29	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-3-15ページに記載している(2)予測式は、一般式が記載されているため、どのファクター（例えばn：幾何減衰係数、α：0.01）を利用して計算したのか判断ができない。また、α＝0.01である理由及び土質名の根拠が明確でない。 ・ただし「国土技術政策総合研究所資料No.714、土木研究所資料No.4254『道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）』（平成25年3月）」の「6.振動 6.2建設機械の稼働に係る振動（6-2-13ページ）」には、予測の基本的な手法として以下のとおり記載されている。 $L(r) = L(r_0) - 15 \log(r/r_0) - 8.68 \alpha (r - r_0)$ 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測式は一般式を記載しておりますが、予測にあたって幾何減衰係数を0.75としており、これを代入すると「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」（平成25年3月）に示されている建設機械の稼働に係る振動の予測式と同様の式となります。また、地質については、対象事業実施区域には、ボーリング調査結果から盛土、ローム等が確認されていることから、未固結地盤としてα＝0.01を設定しました。 ・なお、評価書においては、御指摘を踏まえ「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」に示されている予測式を記載します。 	意見		(3番のとおり)
30	騒音 振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-2-18ページ及び5-3-15ページに記載されている工事開始後の月数が異なっている理由が示されていない。 ・また、音響パワーレベル（表5-2-20(1)、(2)）や振動レベル（表5-3-21(1)、(2)）の値が1台当たりなのかどうか判断できない。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事時期の設定根拠については、資料編（第1章 事業計画 1.1工事計画）に示しております。なお、本編の中で、資料編を参照する記載がありませんので、評価書において対応いたします。 ・音響パワーレベル（表5-2-20(1)、(2)）や振動レベル（表5-3-21(1)、(2)）の値は1台当たりの値ですので、評価書において修正します。 	記録	記述内容に関する修正等	
31	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-3-25ページの(2)予測式は、最新の「自動車の走行に係る振動：（独）土木研究所資料No.4254（平成25年3月）」が望ましい。なお、平坦道路であれば、（公社）日本騒音制御工学会「INCE/J RTV-Model 2003」がある。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両の走行と同様に、施設関連車両についても車両の上乗せによる現況からの増加分を予測することから、「国土技術政策総合研究所資料No.714、土木研究所資料No.4254『道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）』（平成25年3月）」の「6.振動 6.3資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動（6-3-1～16ページ）」を用いることとします。 ・なお、参考として、工事関係車両の予測式を用いて計算した結果は第2回資料1-3に示すとおりです。 	意見		(3番のとおり)
32	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-3-27ページの表5-3-33に記載されている振動予測計算式の「予測条件設定内容」は、整合性が取れていないのではないか。 	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	
33	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-3-31ページの表5-3-38に記載されている振動レベル値が1台当たりなのかどうか判断できない。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動レベル（表5-3-40）の値は1台当たりの値ですので、評価書において修正します。 	記録	記述内容に関する修正等	
34	振動	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-3-35ページの表5-3-40に記載されている振動予測計算式の「予測条件設定内容」は、整合性が取れていないのではないか。 	(13番の回答と同様)	記録	記述内容に関する修正等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
35	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・騒音の発生源から発生する20～100Hzの間の周波数において、どの程度騒音が発生するか確認する必要がある。対象事業実施区域及びその周辺は非常に自然環境が豊かであり、夜間に低周波数領域の騒音が遠距離伝搬する可能性を考えたときに、住宅周辺の騒音がどの程度なのか検討が必要である。</p>	<p>・計画段階で施設の設備騒音値ははっきりしていない状況のため事後調査を実施する計画であり、その結果を見ながら検討していくことになると思います。対象事業実施区域周辺に保全対象となる住宅等がないので、騒音、振動、低周波については大きな影響が出てくることはないと考えております。</p>	記録	環境影響評価に関する提言等	
36	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <p>・超低周波音における心身への影響及び物的被害等が無さそうであることは確認できるが、騒音領域の低周波数(20Hz～250Hz)の音圧レベル及び騒音レベルのチェックも可能であれば実施した方がよい。</p> <p>・例えば、500m離れた地点②における環境騒音が30～40dBの場合の焼却施設外壁での騒音レベル(L_A)は、以下の方法で簡易計算が可能(点音源として)である。 $L_A = 35 + 20 \log(500/1) + Att$ ここでAtt:超過減衰 $= 35 + 54 + (\approx 0)$ $\approx 89 \text{ (dB)}$</p> <p>・したがって、焼却施設外壁1mでの騒音レベルが、84～89～94dBの範囲であれば、騒音(低周波領域)の影響は考慮しなくてもよいものといえる。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・低周波音については、施設供用後に事後調査を実施することとしております。いただいた御意見も参考にし、調査結果に基づき対策の必要性を検討し、対策が必要な場合には追加の環境保全措置を実施します。本事業による影響を最小限とするよう努めてまいります。</p>	記録	環境影響評価に関する提言等	
37	悪臭	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・準備書5-5-14ページ「表5-5-8 煙突排出ガスからの悪臭排出条件」において、排出濃度は現有施設の調査結果(臭気指数26)から算出したとの記載があるが、臭気指数26が臭気濃度400に該当することの説明を追加すべきである。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・御指摘を踏まえ、評価書において臭気指数から臭気濃度を求める計算過程を記載いたします。</p>	意見		(3番のとおり)
38	悪臭	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・37番について、臭気指数26が臭気濃度400に該当することを示せば、計算過程まで記載する必要はないと考えるが、事業者の判断にお任せする。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・御指摘を踏まえ、計算過程の記載はせず、臭気指数26が臭気濃度400に相当する旨を記載いたします。</p>	記録	記述内容に関する修正等	
39	悪臭	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・予測条件として使用している現有施設が計画施設とどの程度同等なのか、比較してきちんと示すべきである。</p>	<p>・準備書5-4-9ページの低周波音で、計画施設と現有施設との処理能力・処理方式・建物の構造・面積の比較を整理していますが、悪臭についても対策等の内容を含めて比較し、評価書において分かりやすく整理します。</p> <p>(事後回答)</p> <p>・第2回資料1-4に示すとおり、計画施設と現有施設との対比を行った結果を評価書に記載します。</p>	意見		(3番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
40	水象	鈴木委員	【第1回審議】 ・準備書5-7-11ページの図5-7-5の地下水位調査結果で今年の2月までのデータが記載されているが、今年は2月に異常な大雪がありその融雪の影響が大きく出ていると思われるため、それ以降の新しいデータを示していただきたい。	・調査期間が1年間のため、いつまでの測定結果が残っているかを確認し、測定結果があれば追加します。 (事後回答) ・測定は平成26年2月25日まで行っており、御指摘のあった3月以降の融雪時のデータはありませんが、第2回資料1-5に示すとおり2月25日までのデータを整理し、評価書に記載します。	記録	記述内容に関する修正等	
41	水象	鈴木委員	【第2回審議】 ・第2回資料1-5の地下水位調査結果のグラフにおいて、降雨後に数日間経ってから㊸-1地点の水位が増加しており、横軸が間違っている可能性がある。準備書5-7-11ページの図5-7-5の時間軸が正確と思われるので確認願いたい。	(事後回答) ・横軸がずれていましたので、修正し、評価書に記載します。	記録	記述内容に関する修正等	
42	水象	鈴木委員	【第1回審議】 ・月1回の測定地点については表5-7-6で地下水位の調査結果を示しているが、変動が目で追えるようにグラフで示していただきたい。	(事後回答) ・月1回の測定地点の結果についても、第2回資料1-5のとおり通年調査結果と併せて示し、変動がわかるように修正します。	指摘事項	43, 48, 49, 64, 76, 85番を集約	調査、予測結果の丁寧な記載、図表の活用などにより、より分かりやすい図書となるよう努めること。
43	水象	鈴木委員	【第2回審議】 ・第2回資料1-5の地下水位調査結果では、縦軸を相対的な深さで記載しているが、準備書5-7-11ページの図5-7-5のように絶対標高で記載した方が比較しやすいのではないかと。	・御指摘を踏まえ、修正します。	指摘事項		(42番のとおり)
44	水象	富樫委員	【第2回審議後追加意見】 ・準備書3-75ページの図3-3-5で地下水の流れ方向を図示しているが、その根拠について記載がないので示すこと。明確な根拠がないのであれば、周辺地質から想定される状況を簡潔に説明することとどめ、図示まではすべきでない。	(事後回答) ・地形・地質について再検討した結果を踏まえ、周辺地質から想定される状況を簡潔に説明することとし、図については削除いたします。	記録	記述内容に関する修正等	
45	水象	富樫委員	【第2回審議後追加意見】 ・水象の予測・評価において、5-7-2ページ図5-7-1(1)の地点㊸の井戸については、特に地下水利用への影響が及ぶ可能性が高いため、「工事中」、「供用後」の環境保全措置について具体的に検討し、その結果を記載すること。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、地下水利用への影響が及ぶ可能性のある井戸に対する「工事中」、「供用後」の環境保全措置について検討した結果を評価書に記載します。現時点においては、工事中及び供用後に地点㊸の井戸の水位についてモニタリングを行い、必要に応じて適切な措置を講じることを考えております。	指摘事項		地下水利用への影響が及ぶ可能性が高い井戸について、工事中や供用後の環境保全措置を具体的に検討すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
46	土壌汚染	小澤委員	【第1回審議】 ・片谷委員の意見(No.1)と同様に、土壌汚染に係る評価結果についても、定量的に予測した結果が現況を大きく悪化させないという観点で表現を検討していただきたい。	・土壌中のダイオキシン類濃度については、現在の土壌濃度と大気から蓄積されるバックグラウンド濃度プラス本事業による濃度という形で評価しているため、表現方法を検討します。 (事後回答) ・土壌中のダイオキシン類濃度については、本事業による寄与分が分かるような記載とし、評価では現況を大きく悪化させないという観点から表現を追記します。	意見		(1番のとおり)
47	土壌汚染	小澤委員	【第1回審議】 ・土壌中のダイオキシン類の調査結果について、大気質と同様に、異性体の詳細な測定結果を資料編に記載していただきたい。	・評価書の資料編において、土壌中についてもダイオキシン類の異性体ごとの細かいデータを記載します。 (事後回答) ・第2回資料1-6に示すとおり、ダイオキシン類の土壌調査結果を評価書に記載します。	意見		(3番のとおり)
48	土壌汚染	小澤委員	【第1回審議】 ・土壌汚染についても、大気質と同様に、最大着地濃度の出現地点を地図上でエリアが分かるように表現はできないか。	(事後回答) ・土壌汚染の項目において、ダイオキシン類の大気質の予測結果と土壌の予測結果の両方を記載すると、数値や単位が異なるため内容が分かりにくくなるため、土壌汚染のみの結果を記載することとし、大気質の予測結果については参照ページを追記します。	指摘事項		(42番のとおり)
49	土壌汚染	小澤委員	【第2回審議】 ・48番について、見解のようにデータを混在させて分かりにくくする意図はなく、土壌汚染の予測結果を地図上で分かりやすく示すことを検討してほしい。	(事後回答) ・表5-8-9に記載した各予測地点の付加量を地図上に記載し、ダイオキシン類の程度が地図上で分かるように修正します。	指摘事項		(42番のとおり)
50	地形・地質	富樫委員	【第1回審議】 ・「造成断面図」にスケール、N値を記載した「ボーリング柱状図」、計画している建物の位置、地下水などの情報を記載すること。 ・特に造成断面図に自然地盤(地山)の情報が何も記載されていないが、土地の安定性を見るために重要な情報なので記載すること。 ・その他の断面図にもスケールなど重要な情報が入っていないので、記載すること。 ・地形・地質のところに必要な情報をしっかりまとめ、他のところで引用するように整理すべきである。	・様々な箇所にデータが分散してしまっているため、地形・地質の箇所での情報をまとめ、次回の資料としてお示しします。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、第2回資料1-7、1-8のとおり、ボーリング調査結果等のデータを盛り込んだ内容とし、評価書に記載します。	意見	51, 52番を集約	対象事業実施区域の地質区分を再検討の上、関連する本文や図表等を整合するように修正すること。また、造成断面図等には必要な情報を併記するとともに、関連する情報は地形・地質の節にまとめて整理すること。
51	地形・地質	富樫委員	【第2回審議】 ・50番について、第2回資料1-7の5-10-8ページの表5-10-3では、小諸第1軽石流堆積物を軽石多産とローム質に分けているが、地質縦断面図や造成断面図では分けられていない。 ・ローム質に非常に小さいN値が出ており、その分布を把握して建物の位置等の計画を立てる必要があるため、造成断面図に小諸第1軽石流のN値の低い部分の分布状況、柱状図、更に地下水線を入れて示してほしい。	・第2回資料1-7の5-10-10ページの地質縦断面図で断面図については2つに分けていませんが、柱状図でコアの土質区分を記載しました。 ・N値が小さいローム質がどのように分布するか、可能な範囲で検討して、示したいと思います。 (事後回答) ・対象事業実施区域の地質及び地下水の状況について第3回資料1-1のとおり整理し、それを踏まえ第3回資料1-2に示すとおり、内容を修正しました。	意見		(50番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
52	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質縦断面図とボーリング柱状図の記載等を見る限り、対象事業実施区域の地質区分は再検討が必要と考える。特に、小諸第1軽石流堆積物を同（軽石多産）と同（ローム質）に細分しているが、両者は全く成因の異なる別の地質体としてとらえるべきである。 ・したがって、準備書の地質区分を再検討した上で、「第10節 地形・地質」の文章や図等を全体的に見直すこと。それに伴い、地盤、水象に関連する予測・評価の記載についても整合するように修正すること。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の地質及び地下水の状況について第3回資料1-1のとおり整理し、それを踏まえ第3回資料1-2に示すとおり、内容を修正しました。 また、「第10節 地形・地質」の修正に伴い、評価書において地盤・水象に関連する記載についても、整合するよう修正します。 	意見		(50番のとおり)
53	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-7の5-10-10ページの地質縦断面図の9-2地点のボーリングで、小諸第1軽石流のN値が低い堆積物が、柱状図では黄色（シルト）になっているが、緑色（ローム）になると思われるので確認願いたい。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回資料1-1に示すとおり、対象事業実施区域の地質の状況について整理しました。 	記録	記述内容に関する修正等	
54	地形・地質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-8のボーリング柱状図の地点⑨-2において、深さ12mくらいの軽石流堆積層との境界付近でN値がゼロ近くまで急激に下がっているが、データの信頼性も含めて、説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査を実施した会社に確認して回答します。 <p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回資料1-1に示すとおり、対象事業実施区域の地質の状況について整理しました。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
55	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回資料1-7の5-10-10ページの地質縦断面図と、5-10-23ページの造成断面図を比べると地下水線が非常に浅いところにあり、地下水位が高いところで切土をすれば非常にぬかるむと思われるが、安全に施工できるのか。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回資料1-1に示すとおり、対象事業実施区域の地質の状況について整理しました。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
56	地形・地質	富樫委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-10-18ページの表5-10-7において、盛土最大斜面の区分の評価では「適切な盛土材」、「補強領域の外側を通るすべりに対しての安全性」についても評価を行うこと。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘を踏まえ、評価書において「適切な盛土材」及び「補強領域の外側を通るすべりに対しての安全性」についても予測・評価を行い、記載します。 	指摘事項		盛土最大斜面の安定性について「適切な盛土材」及び「補強領域の外側を通るすべりに対しての安全性」に係る予測評価を行うこと。
57	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-10-13ページの土地の安定性の予測において、各地質の土質定数が示されているが、それらの設定根拠が分かるようにすること。 	<p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘を踏まえ第3回資料1-2に示すとおり、内容を修正しました。 	意見		(3番のとおり)
58	植物	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤエガワカンバについて1箇所1株のみ確認されているが、環境保全措置として成木と稚樹の移植が両方記載されている。見つかった株はどのくらいの高さで、成木、稚樹どちらの状態を確認しているのか。 ・13mくらいの成木だと移植はかなり難しい。向陽地だけでなく、湿性条件の場所を選んで移植しないと活着しないと思われるため、留意してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認したヤエガワカンバは13mほどの高さの成木です。成木から落ちた種子は確認していますが、稚樹は確認されていない状況であり、今後その種子が芽吹いた場合は、その稚樹を移植等により保存することを考えています。 <p>（事後回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成木の移植につきましては、御指摘を踏まえ、条件を満たした場所への移植を検討します。 	意見	59番を集約	オニヒョウタンボク、ヤエガワカンバの移植については、湿性条件でないとは活着しないため、十分に留意して移植場所の選定を行うこと。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
59	植物	大窪委員	【第2回審議】 ・58番に関連して、準備書の5-11-22ページに記載のあるオニヒョウタンボクについても、湿性的な条件でしか活着しないと考えられるので、成木及び苗の移植については湿性地等を考慮することを加えてほしい。	・オニヒョウタンボクについては、湿性的な条件も加味し移植等を行ってまいります。	意見		(58番のとおり)
60	植物	大窪委員	【第1回審議】 ・準備書5-11-29ページの表5-11-23の環境保全措置において、「林縁植栽の整備」に「在来種を用いた林縁植栽等を施す」とあるが、対象地域の在来種を用いることを明記した方がよい。	・御指摘のとおり「この地域の在来種を中心に」という形で表現を改めたいと思います。	指摘事項		環境保全措置として実施する「林縁植栽の整備」について、この地域の在来種を用いることを明記すること。
61	植物	大窪委員	【第2回審議後追加意見】 ・準備書5-11-11～12ページに記載されているアワコガネギクは、和名はキクタニギクを使用することが最近多いので確認願いたい。	(事後回答) ・河川水辺の国勢調査の生物リスト（平成24年）ではアワコガネギクとなっておりますが、最近の環境省レッドリスト（平成24年）ではキクタニギクとなっており、評価書においてはキクタニギクに変更します。	記録	記述内容に関する修正等	
62	植物	大窪委員	【第2回審議後追加意見】 ・アワコガネギク（キクタニギク）は、国立環境研究所の侵入生物データベースにおいて、侵入生物としてリストアップされている。本種の在来は準絶滅危惧（環境省版、改訂長野県版）に指定されているが、中国、韓国由来種子（外来個体）による法面緑化が行われており、在来個体との交雑による遺伝子かく乱が問題とされている。 ・在来個体と外来個体は形態による見分けは難しいが、現地での同定に間違いはないか。現地はスキー場の法面緑化が行われた場所に近く、緑化材種子袋に混入したのから逸出した外来個体の可能性があるが、外来個体であれば、注目すべき種としては除外し、環境保全措置も必要ないことになる。 ・また、上記についての何らかの説明を記載する必要があるのではないか。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、現地で確認されたアワコガネギク（別名キクタニギク）を在来個体とした根拠について第3回資料1-3に整理しました。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
63	植物	大窪委員	【第2回審議後追加意見】 ・準備書5-11-30ページの「表5-11-24 項目別環境保全措置」で、「3. 林縁植栽の整備」について、ギンランは林縁や疎林に生育する種であり、ハビタットを保全するためには下刈りや草刈りで比較的明るい環境を維持する必要がある。林縁植栽等を施すほかにも、下刈りや草刈等の植生管理を実施し、適度な光環境を維持するような措置を図ってほしい。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、ギンランの環境保全措置については、林縁植栽の整備を図るとともに、下刈りや草刈りによって適度な光環境を維持するための適正な管理を行う措置を取ることといたします。	指摘事項		ギンランに対する環境保全措置について、林縁植栽の整備を実施するほか、適度な光環境を維持するため、下刈りや草刈り等の植生管理を適切に実施すること。
64	植物	佐藤委員	【第1回審議】 ・準備書5-11-16ページの表5-11-13において、「確認された種が約5.4%と少ないことから影響は極めて少ない」としているが、パーセンテージが低くても希少な種が存在していると影響が少ないとはいえない。「普通によく見られる種が確認された」などの文言の追加が必要ではないか。	・御指摘のとおり評価書での記載を追加するよう、次回までに検討します。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、該当部分を修正し評価書に記載します。	指摘事項		(42番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
65	植物	佐藤委員	【第1回審議】 ・資料編6-41ページのベニバナイチヤクソウと6-42ページのアキノタムラソウは比較的珍しい種の可能性があるもので、確認すること。	・ベニバナイチヤクソウ、アキノタムラソウについては検討します。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、ベニバナイチヤクソウ、アキノタムラソウの生育が確認された位置を、第2回資料1-9に整理しました。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
66	植物 動物	中村寛志 委員	【第1回審議】 ・チョウ類の希少種がもう少しいるかと思うが、食草となるナンテンハギ、コマツナギ、ヒカゲスゲ、シロバナシナガワハギは、調査範囲内でどの程度の量が群落として見られているのか。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、現地調査において未確認であったチョウ類希少種の当該地域における分布情報及びこれらの種の食草の分布状況を、第2回資料1-10に整理しました。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
67	動物	中村寛志 委員	【第2回審議】 ・66番で、現地調査で確認されていないチョウ類の希少種が対象事業実施区域内に確実にいないことが分かって安心した。 ・第2回資料1-10の「表1 佐久地域における留意すべきと考えられるチョウ類希少種」に、ミヤマシジミについて「軽井沢等で産地が複数あるとの情報があり」との記載があるが、近年、軽井沢では完全に絶滅しており、御代田町にいる状況である。	・承知いたしました。	記録	記述内容に関する修正等	
68	動物	中村寛志 委員	【第1回審議】 ・ベニモンマダラはそろそろ成虫が出てくる頃だが、食草であるクサフジの移植のタイミングによっては、そこに生息する個体群がすべて消失するおそれがあるので、クサフジの移植は交尾や卵を産む時期を考慮して行うこと。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、ベニモンマダラに対する環境保全措置の内容及び本種に係る位置関係情報を、第2回資料1-11に整理しました。なお、移植時期については、ベニモンマダラの成虫発生時期にも考慮し設定します。	意見	69番を集約	ベニモンマダラの食草であるクサフジの移植に当たっては、交尾や産卵時期を考慮した上で、土壌ごと移植する方法で実施すること。
69	動物	中村寛志 委員	【第2回非公開審議】 ・68番のベニモンマダラについて、第2回資料1-11の地点No.3における確認個体数は208個体、食草生育面積は20㎡となっており、極めて高密度で生息しているが、対象事業実施区域外に広い食草生育面積が存在するので、実施時期に注意して、丁寧に移植をしてもらうことが注意点となる。 ・第2回資料1-11の「図 ベニモンマダラ及び食草確認位置図」において、地点No.3は対象事業実施区域の境界上に示されているが、食草を移植せずに残した場合に、事業への影響はあるか。 ・法面で改変するのであれば、事業実施時期及び植物の種類と個体数をしっかり確認したうえで、食草の移植を実施願いたい。 ・食草のクサフジの移植は、土壌を1m～50cmくらいブルドーザーで掘削し、土壌ごと移植する方法が適切である。	・地点No.3は、対象事業実施区域の中の法面のところになります。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、対象事業実施区域境界内の法面の改変に当たっては、事前にベニモンマダラの食草の移植時期に注意し、植物の種類、個体数を確認したうえで、土壌ごと移植する方法を検討します。	意見		(68番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
70	動物	中村寛志 委員	【第1回審議】 ・ヒメシジミについて、個体数でみると対象事業実施区域内では区域外の数%しか確認されていないが、箇所数では食草のヨモギの群落が20%程度区域内に存在する。影響が小さいかどうか確認するため、詳しい位置関係のデータを示してほしい。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、ヒメシジミに係る位置関係情報を、第2回資料1-12に整理しました。なお、食草生育面積における改変率は2%とわずかであることから、影響は極めて小さいと考えられます。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
71	動物	中村寛志 委員	【第2回非公開審議】 ・70番のヒメシジミの食草分布について、第2回資料1-12により食草生育面積における改変率は2%であり影響は小さいと考えられるが、食草の面積がバイオマスに直結する訳でなく、密度が影響する。この調査はヨモギを対象に確認しているのか。 ・ヨモギであればこの見解で問題ないかと思う。	・ヨモギを中心に確認しています。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
72	動物	中村寛志 委員	【第1回審議】 ・オオムラサキの確認箇所について、吸蜜で樹液に来ているところが2箇所なのか、個体を確認したところが2箇所なのか教えてほしい。	(事後回答) ・対象事業実施区域内におけるオオムラサキの確認は、2箇所ともに飛行中の個体確認となります。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
73	動物	中村寛志 委員	【第1回審議】 ・準備書5-12-50ページの工事中における水生動物への影響について、沈砂槽の性能が分からないが、工事による排水により河川の水温が高くなり、ミルンヤンマなどに影響が出ることはないか。	(事後回答) ・沈砂槽からの排水は湯川に放流する計画であり、低水温環境下生息種が多く生息する舟ヶ沢ではないことから、生息環境は保全されると考えられます。沈砂槽からの排水に係る影響については、第2回資料1-13に整理しました。	指摘事項	74番を集約	放流水による水生生物への影響について、濁水だけでなく、水温による影響にも留意して、河川への放流を行うこと。
74	動物	中村寛志 委員	【第2回審議】 ・73番に関して、温水が流れ込みホテルが分布を拡げている例もあるので、降雨時に放流する際には考慮してほしい。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、水温の高い排水が流れることをできるだけ避けるよう、沈砂池からの雨水の放流について配慮してまいります。	指摘事項		(73番のとおり)
75	動物	中村雅彦 委員	【第1回審議】 ・ノスリとハイタカは調査範囲内で繁殖が確認されているのか。	・対象事業実施区域から概ね1kmぐらい北側で営巣場所を確認しています。調査範囲内では飛行などが見られ、この地域を利用していることを確認している状況です。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
76	動物	中村雅彦 委員	【第1回審議】 ・ハイタカとノスリについて、準備書5-12-54~55ページの影響予測結果には、直接的影響や間接的影響が「極めて小さい」などと記載しているが、5-12-66ページで環境保全措置として「騒音発生の低減」、「振動発生の低減」を行うのは、影響を受けるためではないのか。 (亀山委員長) ・回答された内容が分かるように記載内容を検討願いたい。	・直接的影響については「極めて小さい」としていますが、間接的影響については「小さい」としており、間接的影響は小さいけれどもあるという意味です。「影響が極めて小さい」か「影響がない」場合以外は環境保全措置を行うこととしています。 (事後回答) ・御指摘を受けました、予測結果と環境保全措置の検討との関係について、基本的な考え方を第2回資料1-14のフローに示しました。フローは評価書の予測方法部分に追記し、内容を補足します。	指摘事項		(42番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
77	動物	中村雅彦 委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-12-65ページの表5-12-32の工事中における動物への影響についての環境保全措置で、猛禽類では繁殖時期には工期を変更する場合がよくあるが、そのような環境保全措置は検討しないのか。 ・環境省による猛禽類保全保護のマニュアルでは、工期の変更についても記載されており、保全措置として工期の記載がないと猛禽類の専門家からクレームがあるのではないかと思う。 (亀山委員長) ・直近で工事が行われる場合は繁殖の妨げになることがあるので、よく検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工期等については、これから精査、検討していく段階です。現時点では、考慮しておりませんが、御意見を参考として検討させていただきます。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の工事の実施による影響が考えられることから、新たな保全措置として、対象事業実施区域の近くで営巣が確認された場合には、工事の実施時期や手順、監視体制などについて検討を行うこととし、その旨を評価書に記載します。 	意見		猛禽類について、対象事業実施区域の近くで営巣が確認された場合の工期の変更等の対応について、環境保全措置に加えること。
78	動物	中村雅彦 委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハチクマとフクロウについて環境保全措置として追加調査を実施するとのことだが、対象事業実施区域周辺とは、具体的に実施区域の中なのか、調査範囲の中なのか、それともそれ以外なのか。 ・調査範囲に縛られることなく広域で実施しているということによいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フクロウについては、調査範囲及び東側の方は若干調査範囲の外側も含めて、追加調査を3月から実施しています。ハチクマについては、広域的な範囲で3定点ぐらい考えて、影響が及ばない範囲を含めた形で調査を行っています。 ・そのとおりです。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
79	動物	中村雅彦 委員	<p>【第2回非公開審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料2の2ページのフクロウの分布調査について、3個体と推定する根拠は音声によるものか。 ・個体の確認地点の密度が高く、フクロウにとって好ましい生息環境と思われるのに、営巣がないと推定する根拠を教えてください。 ・フクロウの非繁殖個体が何年にもわたって独身でいる可能性は高いのか。これだけ個体が高密度で確認されていると、餌の状況が良ければ3個体のうち1個体ぐらいはつがいになる可能性が高いと思うが、そうした状況は確認しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声から違う個体と判断しました。 ・夜間の分布調査の結果を踏まえて、営巣確認調査を計8回第2回資料2の2ページの図の緑色で示した範囲をくまなく踏査し、住民から情報提供のあった洞穴等の場所の確認も併せて行いましたが、営巣及び個体等は確認できませんでした。 ・雄の繁殖声に対して、雌が応える鳴き声は何回か確認しており、確認場所を中心に踏査しましたが、営巣の確認には至りませんでした。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
80	動物	中村雅彦 委員	<p>【第2回非公開審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料2の5ページでハチクマの行動圏の調査を実施しているが、高利用域の分析は可能か。 ・高利用域が対象事業実施区域になる可能性について、今後の分析により確認できるか。 ・おそらく巣を中心に利用する場所が多いと思われるが、猛禽類の場合は高利用域が問題となるため、その分析は必ず実施してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データは3定点を中心に2日間ずつ3ヶ月間調査しており、まだ分析はしていませんが可能です。 ・本年使用した巣で営巣しているかどうかは分からない状況ですが、8月の調査結果も踏まえて検討します。 <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年の5月～8月の調査結果を踏まえて、行動圏解析を行い高利用域を分析した結果を第3回資料1-4に整理しました。 	指摘事項		ハチクマについて、行動圏解析により高利用域を分析し、事業による影響を予測評価すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
81	生態系	中村雅彦 委員	【第1回審議】 ・準備書5-13-7ページの「図5-13-2 対象事業実施区域及びその周辺の生態系模式図」で、ニホンジカ、ノウサギ、アカネズミが二次消費者に分類されているが、これらはベジタリアンであり一次消費者になるので修正すること。	(事後回答) ・御指摘を踏まえ、修正した生態系模式図を評価書に記載します。	記録	記述内容に関する修正等	
82	景観	亀山委員長	【第1回審議】 ・準備書5-14-14、15ページのフォトモンタージュで、色彩については比較的無難な色彩だが、形状についてはエッジが非常にきつくなっている。5-14-25ページに環境保全措置として「施設形状等の検討」が記載されているが、このエリアの中で強い線できつい建物のデザインにならないよう、今後の詳細な設計において工夫することが大事である。	・現段階では標準的な姿のものを示していますが、事業者としても周辺環境とのマッチングを一番に考えているので、御意見の内容を今後生かしてまいりたいと思います。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、今後、施設の色彩及び形状については、浅間山の裾野からなる稜線や近傍スキー場のセンターハウス等の建物との調和に配慮し、検討してまいります。	指摘事項		施設の形状について、強い線で角のきつい建物とにならないよう、このエリアの周辺の建物との調和にも配慮したデザインを検討すること。
83	景観	亀山委員長	【第1回審議】 ・環境保全措置として法面の緑化を行うとインパクトが随分異なる。環境保全措置に対応した法面を緑化したフォトモンタージュも作成して、示すべきではないか。	(事後回答) ・法面については、種子吹付等による緑化を考えています。春から秋については、草花による緑が見られますが、冬期には草は枯れてしまいますので、スキー場シーズンの法面は、現在、お示ししているものとなります。対象事業実施区域の緑化については、景観への配慮として重要と考えておりますので、今後、引き続き検討してまいります。なお、法面緑化がある時期のフォトモンタージュを参考として評価書に記載します。	意見	84番を集約	スキーシーズンにおける影響を緩和するため、法面の緑化に当たっては、常緑の低木の植栽等を検討すること。また、その場合のフォトモンタージュを作成して予測評価を行うこと。
84	景観	亀山委員長	【第2回審議】 ・83番で、準備書の5-14-14ページのフォトモンタージュにある切土の法面について、種子吹付等で草本により緑化することのだが、冬期には枯れてしまうので、常緑の針葉樹を法面に植栽することを検討願いたい。	(事後回答) ・草本による法面の緑化については、寒地型草種を主体として行うとともに、常緑の低木であるツツジ等を法面の小段付近に配置を検討してまいります。	意見		(83番のとおり)
85	触れ合い活動の場	陸委員	【第1回審議】 ・準備書5-15-10ページの図5-15-4(3)において、季節と平日・週末等の利用時期が一緒にグラフ化されており大変分かりにくい。冬だけの調査の地点もあることから、四季の利用と、平日・週末・連休や休暇・帰省時の利用は、分けて示すべきである。	・御指摘を踏まえて、分かりやすいグラフに変更したいと思います。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、第2回資料1-15のとおりグラフを修正し、評価書に記載します。	指摘事項		(42番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
86	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・準備書5-15-11ページで、北パラダの利用者が一番魅力的だと思っている点は「アクセスが良い」ことを回答している人が非常に多いが、工事中及び供用時には多くの工事関係車両やごみ搬入車両が通行することになり、アクセスに障害が出るおそれがある。アクセスの障害を除くための対応や環境保全措置を検討すべきではないか。</p>	<p>・工事中及び供用中のアクセスについては地元及び関係地区とルートも含めて協議をしている段階ですが、持ち帰って慎重に検討させていただきます。</p> <p>(事後回答)</p> <p>・対象事業実施区域に隣接するスキー場（北パラダ）へのアクセスは、主に、高速道路と直結している南パラダに駐車リフトで北パラダへ移動する方法と、直接北パラダへ車で来場する方法があります。アンケート回答にある「アクセスが良い」を選んだ回答者からは、特に、高速道路とスキー場の駐車場が直結している点を挙げる意見が多くみられました。</p> <p>・また、車で北パラダへアクセスする場合の主なルートは、工事関係及びごみ搬入車両等の主要走行ルートとなる市道南北線ではなく、県道草越豊昇佐久線になると考えております。</p> <p>・ただし、本事業による負荷をできるだけ小さくするため、走行ルート、走行車両台数、走行時間帯等について検討をまいります。</p>	指摘事項	87番を集約	北パラダ利用者のアクセスの障害とならないよう、工事関係車両やごみ搬入車両の走行による影響を低減する、具体的な環境保全措置を示すこと。
87	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・86番について、理由がよく分かったので評価書で説明を丁寧に記載してほしい。</p> <p>・準備書5-15-3ページの「図5-15-1 触れ合い活動の場の調査地点」において、処理場へのアクセスルートの一部が一般の方が利用する県道草越豊昇佐久線と重なっているが、具体的な対応策をもう少し示してほしい。</p>	<p>・準備書の5-15-15ページに「表5-5-12 環境保全措置（工事関係車両の走行に伴う交通の状況）」に交通整理員の配置ということで、具体的な対応策を記載しています。特に土日はスキー客が多く交通量が増加するので、できるだけ土日の車両を走らせない対策を考えています。</p> <p>(事後回答)</p> <p>・供用後においても必要に応じて交通整理員を配置するとともに、利用客の多い土・日曜日の搬入を出来る限り避けて、搬入方法及び体制を検討まいります。</p>	指摘事項		(86番のとおり)
88	廃棄物等	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <p>・建設発生土について、準備書5-16-5ページの表5-16-8の環境保全目標として「長野県建設リサイクル推進指針」を記載しているが、指針にはおそらく建設発生土は含まれておらず、評価結果にも建設発生土は記載されていない。評価として不十分なので記載を見直す必要がある。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・確認したところ、長野県リサイクル推進指針において、特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物等の目標として、建設発生土についても目標(再資源化等率：100%)が定められていることから、環境保全目標の記載について追記し、他の公共事業等での有効利用を図るなど、できる限り再資源化に努める観点から評価を行います。</p>	指摘事項	89番を集約	建設発生土について、長野県建設リサイクル推進指針の目標を踏まえて、評価を行うこと。
89	廃棄物等	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <p>・88番について、県のリサイクル推進指針に建設発生土についても目標（再資源化等率：100%）が定められていることを確認した。いずれにしても、建設発生土の評価が書かれていない状況なので、記載を追加願いたい。</p>	<p>・御意見も踏まえて、評価書で対応します。</p>	指摘事項		(88番のとおり)

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
90	廃棄物等	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-16-6ページの供用時における廃棄物について、主灰、飛灰の発生量の算出根拠を示すこと。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主灰及び飛灰の発生量については、メーカーヒアリングの結果より、主灰が6.22(低質)～7.22(高質) t/日、飛灰が1.85(低質)～3.68(高質) t/日となっており、その平均的な値である主灰6.75 t/日、飛灰2.81 t/日を記載しております。 	意見		(3番のとおり)
91	廃棄物等	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90番に示された焼却灰の発生根拠について、予測の根拠として評価書にも記載してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠については、評価書に記載します。 	意見		(3番のとおり)
92	温室効果ガス等	野見山委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-17-4ページの温室効果ガスの削減量の予測において、売電量を削減量として計算しているが、現行のごみの量から焼却によって発生するCO₂量と、新しく建設される施設から排出されるCO₂量との比較による削減量を記載する方が、説明として分かりやすいのではないか。 <p>(片谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売電量を温室効果ガスの削減量とすればよいとはなかなか言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の計画施設は、いくつかの市町村の施設を集約して一つにする計画であり比較が難しい状況です。そのため、今回は環境保全措置として、ごみを燃やすだけでなく電気のエネルギーとして温室効果ガスの削減に努めるという意味からこのような表現にしました。 (事後回答) ・御指摘を踏まえ、現行のごみの量から焼却によって発生するCO₂量と、新しく建設される施設から排出されるCO₂量との比較による削減量を予測し、評価書に記載します。 ・なお、本施設からの温室効果ガスの排出量については、総排出量(6,411.7t-CO₂/年)のうち、約99%がごみの焼却に起因するものとなっています。今後、関係市町村においても、ごみの減量化、分別による資源の再利用等によるごみ焼却量の削減に努めていくとともに、施設の整備に当たっては温室効果ガスの抑制に効果のある設備を導入するなどの検討を行ってまいります。 	意見	93番を集約	温室効果ガスの予測評価においては、売電による削減量だけでなく、現行の各施設におけるごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量と、本事業の計画施設における排出量との比較を行うこと。
93	温室効果ガス等	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・92番について、売電で温室効果ガスを削減するからよいということだけにならないよう留意願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見も踏まえて、評価書で対応します。 	意見		(92番のとおり)
94	温室効果ガス等	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書5-17-5ページで環境保全のための目標として記載されている長野県地球温暖化防止県民計画の温室効果ガス削減目標値について、第3次計画での長期目標値は80%であるので確認願いたい。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、第3次計画での長期目標値は80%となっておりますので、評価書において修正します。 	記録	記述内容に関する修正等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見等
95	温室効果ガス等	片谷委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備書5-17-6ページの評価結果において、供用開始予定時期である平成30年度に最も近い、平成32年度の目標値の10%削減を環境保全目標としているが、施設は30年稼働する計画なので、少なくとも中期の削減目標である30%削減を目標とする必要がある。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの処理量については、「佐久地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき算定しており、計画目標年度は平成29年度となっています。 92番の回答にも示したとおり、焼却施設からの温室効果ガスについては、ごみの焼却量が必要となりますが、平成29年度以降の値については、人口の推移やごみ減量等の施策の内容を踏まえ、今後、設定することになるため、平成32年度の目標との対比をしています。 なお、事業者としても、循環型社会の構築や施設の稼働に伴う環境負荷の低減の観点から、ごみの減量化や資源化の取り組みを行い、焼却量がより少なくなるよう各種施策を講じる計画としております。 	指摘事項	96番を集約	温室効果ガスに係る環境保全目標について、施設の稼働年数が長期にわたることから、「長野県地球温暖化防止県民計画」の中期の削減目標も踏まえた環境保全措置の実施を検討すること。
96	温室効果ガス等	片谷委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 95番について、「平成32年度以降の温室効果ガス削減目標値は厳しく設定されているので、目標値に適合するための施策を講じる」旨の趣旨を評価書に記載しないと、県が定めている目標値に対して認識不足という誤解を招くおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見も踏まえて、評価書で対応します。 	指摘事項		(95番のとおり)
97	その他	佐藤委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却施設が完成した場合、スキー客が減少するのではないかと懸念されるが、焼却エネルギーを利用した文化施設(例えば温泉など)の新設の計画等はないのか。 	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却施設の整備計画に合わせて、近隣地区に温泉利用による温浴施設の整備計画を進めており、スキー場利用者との相互利用が見込まれます。焼却エネルギーの利用については、発電を第一義として整備計画を進めていますが、外部への熱供給に係るエネルギー利用については、今後、地元及び関係地区からの御要望をお聞きし、検討してまいります。 	記録	事業計画等に対する提言等	